

特許庁委託事業

インド周辺国知的財産権制度概説
(バングラデシュ編)

2024年7月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章	Bangladesh 知的財産法体系概要	1
第2章	商標権	3
2.1	関連法・規則	3
2.2	管轄政府機関	3
2.3	商標登録要件	3
2.4	商標出願	6
2.5	商標権の存続期間と更新	9
2.6	取消・訂正	9
2.7	侵害と救済	9
第3章	著作権	15
3.1	関連法・規則	15
3.2	管轄政府機関	15
3.3	著作物の定義	15
3.4	外国の著作物に関する保護	17
3.5	著作権登録	18
3.6	著作権の存続期間	19
3.7	著作権者の権利	20
3.8	侵害	21
3.9	侵害行為への救済	22
第4章	特許権	24
4.1	関連法・規則	24
4.2	管轄政府機関	24
4.3	2023年改正特許法概要	24
4.4	特許登録要件	24
4.5	特許出願手続	26
4.6	特許審査	32
4.7	特許権付与	37
4.8	取消と無効	39
4.9	強制実施権	41
4.10	侵害と救済	43
4.11	実用新案に関する規定	45
第5章	意匠権	46
5.1	関連法・規則	46
5.2	管轄政府機関	46
5.3	意匠登録要件	46
5.4	意匠出願	47

5.5 意匠審査.....	50
5.6 意匠権付与.....	51
5.7 取消と無効.....	51
5.8 侵害と救済.....	52
第6章 営業秘密.....	55
第7章 地理的表示(GI).....	56
7.1 関連法.....	56
7.2 管轄政府機関.....	56
7.3 地理的表示の定義と登録要件.....	56
7.4 地理的表示の登録手続.....	57
7.5 地理的表示登録の有効期間と更新.....	59
7.6 地理的表示の認定使用者の権利と侵害行為への救済措置.....	59
第8章 ドメインネーム.....	61
第9章 エンフォースメント.....	62
9.1 エンフォースメント機関.....	62
9.2 移動裁判所.....	62
9.3 迅速行動大隊 (RAB: Rapid Action Battalion).....	63
9.4 警察.....	63
9.5 消費者保護局.....	64
9.6 税関.....	67
参考資料①:商標出願統計.....	71
参考資料②:特許出願統計.....	74
参考資料③:意匠出願統計.....	77

第1章 バングラデシュ知的財産法体系概要

バングラデシュにおける知的財産権の変遷について、“Enforcement of Intellectual Property Rights (IPRS) in Bangladesh”と題された論文¹には、以下のとおり整理されている。

「バングラデシュの法定知的財産法の起源は英国の支配にまでさかのぼり、知的財産保護に関する既存の法律は、完全にこれらの法律に基づいている。バングラデシュで現在施行されている知的財産権法は、世界の知的財産権保護体制に準拠するために制定されたものである。そのほとんどは、国際的な知的財産権制度に加盟するよりも古いものである。1883年の特許・意匠・商標法は、バングラデシュの知的財産を保護するための最も古い法律である。バングラデシュでは、1940年まで商標の保護に関する特別な法律はなく（※原文確認）、1860年制定の刑法が適用された。1860年刑法は、知的財産権者による権利行使のために、多くの活動を刑事犯罪として定めている。2003年に、1911年特許意匠法と1940年商標法の両方が改正され、特許意匠商標局（DPDT: Department of Patent, Design and Trademark）が産業省（Ministry of Industry）の下に設立された。2008年に商標条例が公布され、2009年に商標法が制定された。バングラデシュの著作権制度は、主にイギリスの著作権制度に端を発し、1962年に著作権条例が公布され、1999年まで運用された。その後、2000年に著作権法が制定され、2005年に改正された。また、2013年には商品の地理的表示（登録と保護）法を制定し、地理的表示も保護されている。

バングラデシュは、1985年に世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約に加盟した。1991年には工業所有権の保護に関するパリ条約に、1999年には文学的および芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟した。バングラデシュは現在、1995年に発効した世界貿易機関（WTO）の知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の加盟国である。バングラデシュは後発開発途上国（LDCs）のメンバーであるため、TRIPSの規則に準拠するための経過措置期間における広範な恩恵を享受している。」

知的財産権関連法

バングラデシュにおける現行の知的財産権について関連する主な法律・規則は以下のとお

¹ Enforcement of Intellectual Property Rights (IPRS) in Bangladesh: An Appraisal” By Arif Ahmed, Published in IOSR Journal Of Humanities And Social Science (IOSR-JHSS) Volume 21, Issue 4, Ver. III (Apr. 2016) PP 37-46, <https://www.iosrjournals.org/iosr-jhss/papers/Vol.%2021%20Issue4/Version-3/D0214033740.pdf>

りである。

- 特許法（2023年改正）：特許権
- 意匠法（2023年改正）：意匠権
- 特許意匠規則（1933年）：特許権・意匠権
- 商標法（2009年）：商標権
- 商標規則（2015年改正）：商標権
- 著作権法（2005年改正）：著作権
- 著作権規則（2006年改正）：著作権
- 商品の地理的表示法（2013年）：地理的表示（GI）
- 関税法（1969年）：特許権・意匠権・商標権・著作権

条約等への加盟

バングラデシュが加盟している知的財産権に関する条約は以下にものである。

- WIPO 加盟（1985年）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約加盟（1991年）
- TRIPS 協定加盟（1995年）
- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1999年）
- 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（2004年）
- 生物多様性条約（1994年）

知的財産権を管轄するバングラデシュ政府機関

バングラデシュでは、知的財産は以下の政府機関が管轄している：

- 産業省（MOI : Ministry of Industry）傘下の特許意匠商標局（DPDT : Department of Patent, Design and Trademark）
- 文化庁傘下の著作権局

第2章 商標権

2.1 関連法・規則

2015年商標法

2015年商標規則

2.2 管轄政府機関

商標権の管轄は、産業省（MOI）傘下の特許意匠商標局（DPDT）である。

2.3 商標登録要件

商標法第2条(23)は、商標を「装置、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名前、署名、言葉、文字、記号、数字、形象的要素、色の組み合わせ、またはそれらの任意の組み合わせ」と定義している。

バングラデシュで登録可能な商標については、以下に述べる商標法上に規定のある基本的な商標に加えて、実務上保護されている商標がある。以下に、具体的に説明する。

（1）商標法に規定のある基本的な商標

- **トレードマーク（商品）**
商標法第2条(18)には、「商品」とは、農産物や薬草を含む貿易や製造の対象となるすべてのものを意味する、と定められている。
- **トレードマーク（サービス）**
商標法第2条(30)には、「サービス」とは、取引または事業の過程において金銭または金銭的価値のために提供される役務を意味するが、物品は含まれない、と定められている。
- **著名商標に係る防御商標**
商標法第43条には、著名商標の登録について以下のとおり規定している。
「任意の創作された言葉からなる商標が、それが登録され使用されている商品又は役務に関して非常に有名になり、場合により他の商品又は役務に関して当該商標を使用することが、それらの商品又は役務が、当該商標に係る商品又は役務に関してその商標

を使用できる者との間の取引過程における関係を示すものとして受け取られる可能性がある場合、当該商標を他の商品又は役務について使用せず又は使用を提案しない場合であっても、第 42 条の規定にかかわらず、当該商標の所有者の所定の方法による申請により、当該商標は、場合により、他の商品又は役務について防御商標として登録することができ、防御商標として登録されている間は、他の商品又は役務について、同条に基づいて登録を抹消されない。」

よって、バングラデシュでは、著名商標については、該当する商品・役務とは異なる商品・役務へ、防御を目的として登録することができる。

- 認証マーク

商標法第 2 条(28)には、「認証マークとは、商品又は役務に関連して付された標章であって、取引上、原産地、材料、製造方法、品質、正確性又はその他の特性に関して何人かが認証した商品とそうでない商品とを区別するものであり、対応する商品又は役務において、認証マークの所有者としてその者の名前で、商標法第 8 章の規定に基づいて、商標登録することが可能である」と定められている。

- コレクティブマーク（団体商標）

商標法第 2 条(25)には、コレクティブマーク、いわゆる団体商標について、以下のとおり定められている。

「コレクティブマークとは、登録申請書において指定された標識であって、以下のものを意味する；

異なる企業の商品又はサービスの原産地又は品質を含むその他の共通の特徴を区別することができるもの；

団体商標の登録名義人の管理下にある異なる企業によって使用されているもの。

一個の法人として同一の事業に集団的に従事する個人のグループによる商品またはサービスに関して使用されるもの」と定められており、商標登録が可能である。」

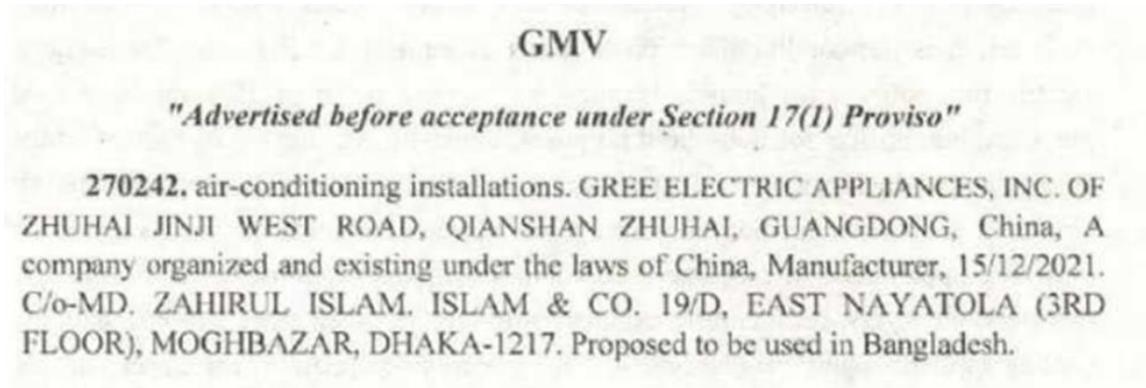
(2) 実務的な形態の商標

バングラデシュでは、2009 年商標法に基づいて認められている基本的な商標に加え、以下のような実用的な商標が認められている。

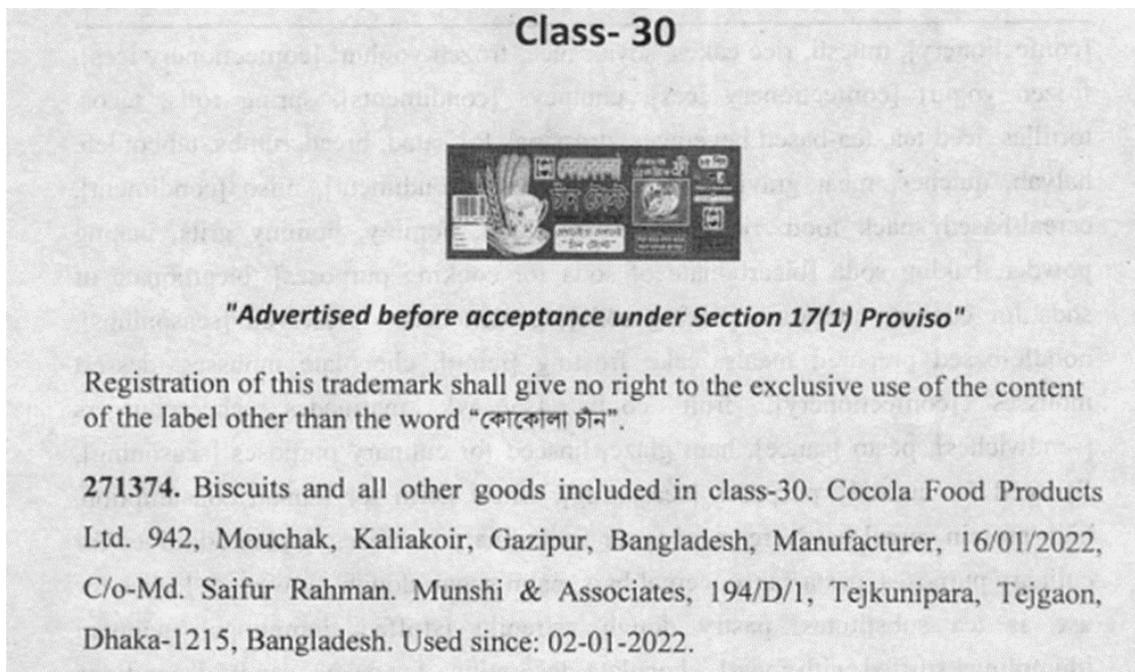
- Word Mark
- Label Mark
- Logo Mark
- Sound Mark

Word Mark、Label Mark、Logo Mark について、以下に具体的な例を示す。

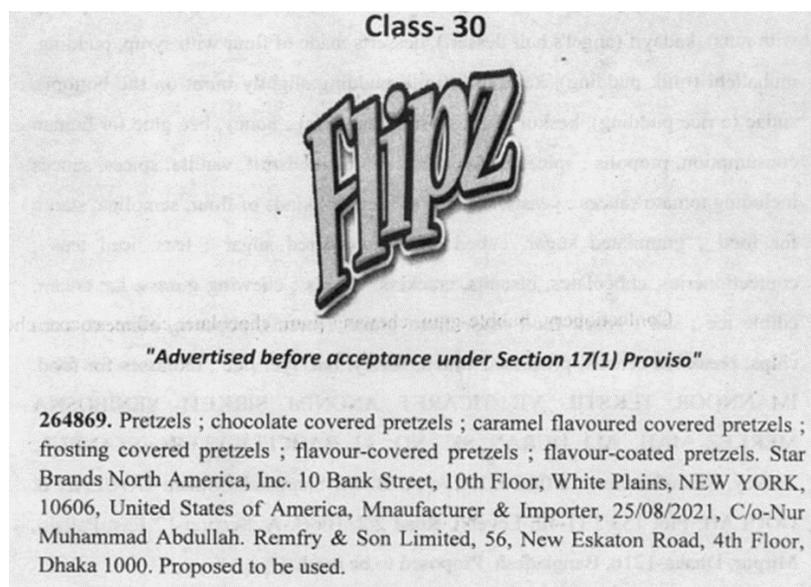
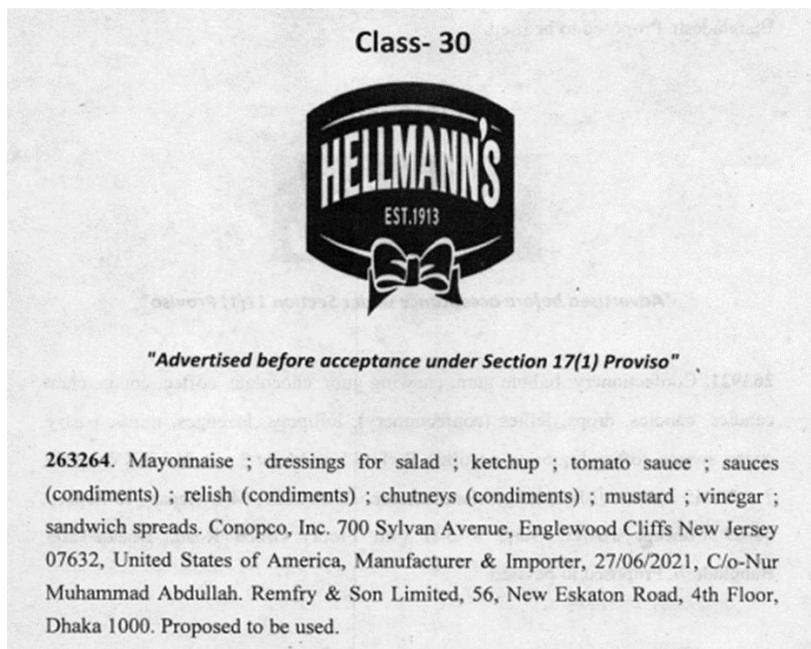
Word Mark



Label Mark



Logo Mark



2.4 商標出願

商標出願のために、出願人は定められた書式に、以下の内容を記載して提出する。

- 出願人の氏名・住所
- 初回使用日
- 希望するクラス

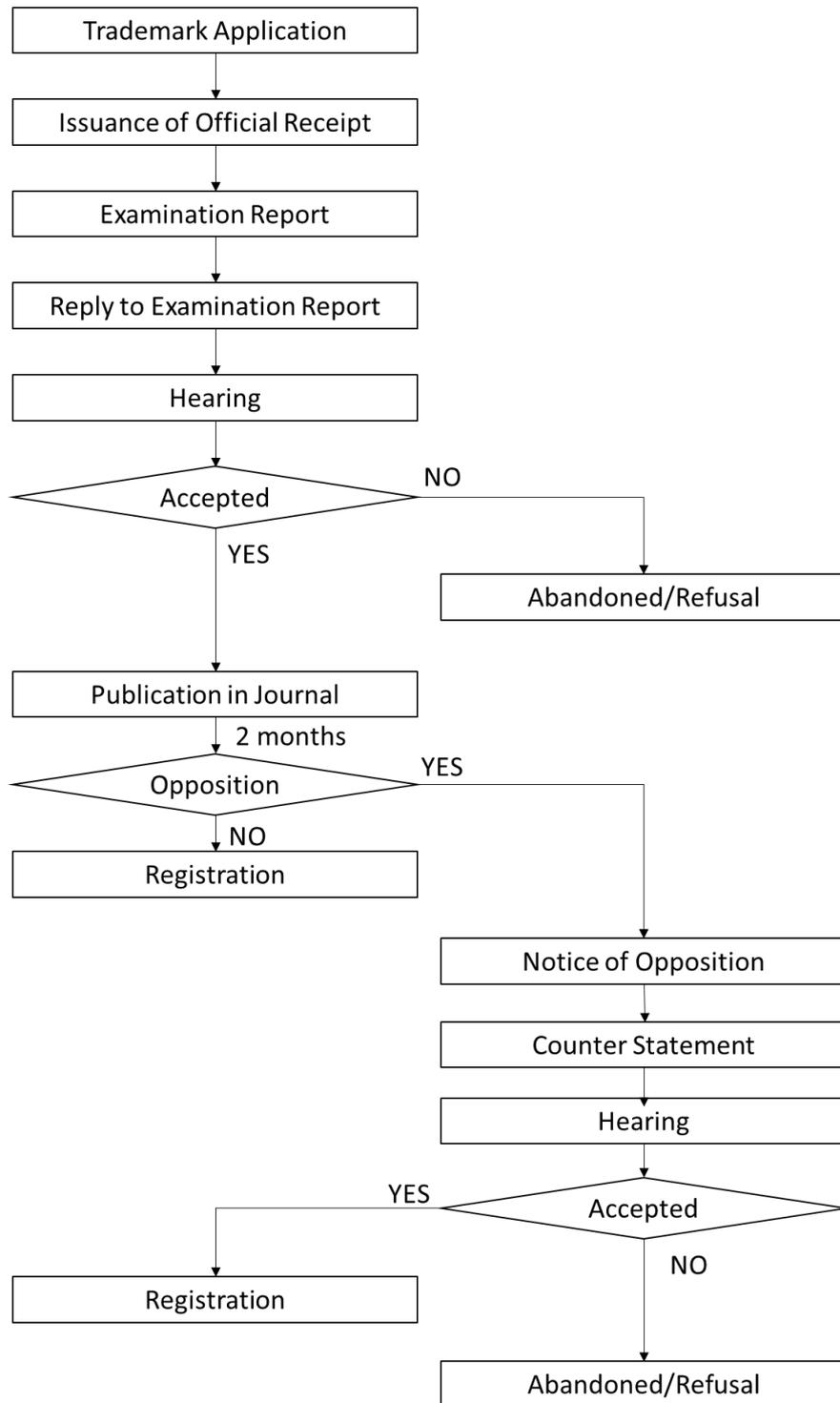
- 商品・サービスの仕様
- ワードマークまたはマーク（JPG形式）
- 定められた書式の委任状

Bangladeshの商標出願システムは、まだ完全にデジタル化されていない。また、商標出願システムは、複数クラスの登録を提供していないため、商標権登録をしたいクラスごとに異なる出願をする必要がある。

また、手数料は以下のとおりである。

Items	Amount in USD	
	Action	Govt.
Trademark application-filing to registration	Application	83
	Publication	50
	Registration Certificate	336

以下に、出願から登録までの流れを示す。



Bangladeshで商標登録を行うには、昨今では、約 20~24 ヶ月かかると言われている。

2.5 商標権の存続期間と更新

商標法第 22 条には、商標権の存続期間は登録から 7 年間、その後、所定の期間内に申請すれば、最初の登録または最後の登録更新の満了日から 10 年間更新することができる定められている。

2.6 取消・訂正

登録商標に係る利害関係者はバングラデシュにおける登録商標の取消または訂正を求めて、商標登録局に申し立てることができる。

商標法第 42 条(1)には、登録日から 5 年間、商標が継続して使用されていないことを理由に、商標登録を抹消することができる、と定められている。

また、商標法第 51 条には、不服のある者の申請により、商標登録簿に記載された条件に違反または不履行があった場合、登録商標を訂正できる、と定められている。

取消・訂正に係る手続

- 申立人は、取消の理由を記載して所定の書式で商標登録官に申立書を提出する。
- 申立書が提出されると、商標局は商標権者に申立書が提出された旨を通知し、商標権者に対して、商標登録を維持するための反論書と証拠を提出する機会を与える。
- 反論書が提出された後、両当事者はそれぞれの立場を支持するため、さらに証拠や論拠を提出する機会が与えられる。このプロセスの中で、商標権者が希望する場合は、商標法第 51 条に基づく訂正が可能である。商標権者は、訂正を希望する場合、訂正を裏付ける書類や証拠を提出する。
- 申立人と商標権者の書類・証拠提出がなされた後、聴聞が行われ、商標登録官は商標を取消か決定する。
- 商標登録官が商標の取消を決定した場合、当該決定に不服があるときは、知的財産権審判所 (Intellectual Property Tribunal) に上訴することができる。知的財産権審判所の決定に対して不服がある場合は、さらに高等裁判所に上訴することができる。

2.7 侵害と救済

(1) 商標権者の権利

商標法第 25 条には、商標権者の権利について、以下のとおり定められている。

- 商標の独占的使用権
- 商標権の侵害を訴える権利

- 商標の譲渡・使用許諾の独占権

(2) 商標権侵害

商標権侵害とは、登録商標を登録商標権者の許諾を得ずに使用することをいう。商標法には以下の条文で商標権侵害について規定がある。

第 24 条：商品または役務を他人の商品または役務として詐取した者に対する訴え、またはそれに関する救済措置について規定する。

第 26 条：登録所有者または使用者でない者が、自己の取引における商品またはサービスに関して、特徴的または欺瞞的に類似する商標を使用した場合、登録商標を侵害したものとみなされる。

第 96 条：侵害またはパッシングオフに関する訴訟は、訴訟の裁判権を有する地方裁判所あるいは高等裁判所において提起されるものとする。

(3) 侵害に対する救済措置

(3-1) 民事訴訟

- 侵害商標の使用差し止め
- 損害賠償
- 侵害されたラベルおよびマークの破壊または消去のための引渡し命令

<侵害訴訟を提起する場合の留意点>

- 商標登録が必要である。
- 登録商標を侵害する商標が、物理的にバングラデシュ国内に存在、あるいは、使用されている必要は必ずしもない。例えば、ウェブサイト上の商標も侵害行為を形成し得る。
- バングラデシュの国境を越えた使用と評判が認められ、商標が著名であることは裁判において有利に働く。

(3-2) 刑事（家宅捜索・刑事訴訟）

- 侵害品が保管されている施設への家宅捜索
- 侵害品の差し押え
- 侵害品の破棄
- 侵害者に対する刑事罰

<刑事上の救済における補足>

刑事上の救済措置は、商標法および刑事マニュアル（バングラデシュ刑法典と刑事訴訟法

を合わせたもの)に定められている。

- 刑事摘発を行うためには、商標登録が必要である。
- 刑事訴訟法第 98 条に基づき、商標権者は、関係する地方判事 (District Magistrate) / 執行判事 (Executive Magistrate) ²に対して、侵害品の捜索・押収の申立てを行うことができる。
- 刑法第 480 条は、「そのように表示された商品又はそのように表示された容器の中に含まれる商品が、その製造又は商品でない者の製造又は商品であると信じさせる合理的な方法で、商品又は商品の入ったケース、包装その他の容器を表示し、又はそのように表示されたケース、包装その他の容器を使用する者は、虚偽の商標を使用する」と規定している。

商標法に定められた救済措置

- 商標法第 73 条及び商標法第 74 条には、虚偽の商標及び虚偽の取引に対する罰則として、2 年以上 6 ヶ月以下の懲役、又は、20 万 BDT 以上 5 万 BDT 以下の罰金、又はその両方、と定められている。2 回目以降の有罪判決に対しては、3 年以上 1 年以下の懲役、又は、30 万 BDT 以上 10 万 BDT 以下の罰金、またはその両方、と定められている。また、裁判所は懲役刑と罰金額を設定する権限を有している。
- 商標法第 79 条には、物品の没収について規定されている。

刑法に定められた救済措置

- 刑法第 482 条：虚偽の商標を使用した場合の罰として、「虚偽の商標または虚偽のプロパティマーク³を使用した者は、詐取の意図なく行動したことを証明しない限り、1 年に及ぶ期間のいずれかの内容の禁固刑、または罰金、またはその両方で処罰されるものとする。」と規定されている。
- 刑法第 483 条：商標やプロパティマークの偽造に対する刑罰について、「他人が使用する商標やプロパティマークを偽造した者は、2 年を超えることができる期間の禁固刑、または罰金、またはその両方で罰する。」と規定されている。
- 刑法第 485 条：他人が使用する商標またはプロパティマークの偽造について、「商標またはプロパティマークの偽造を目的として、ダイ、プレートまたはその他の器具を作成または所持している者、あるいは、その製造物または商品の製造者や販売者でない者

² 地方判事 (District Magistrate) とは、商標法違反を担当する裁判官である。執行判事 (Executive Magistrate) とは、地方判事が不在の時に代わりに担当する判事である。

³ 刑法第 479 条において定められるところの、動産が特定の人物に帰属することを示すために使用される標章。

が、その製造物または商品の製造者や販売者であることを示す目的で、商標を所有する者は、3年を超えることができる期間の懲役、罰金、またはその両方に処されるものとする。」と規定されている。

- 刑法第 486 条：偽造商標またはプロパティマークが付された商品を販売した場合の刑罰について、「偽造商標またはプロパティマークが付された商品または物品を販売、公開、販売または貿易・製造の目的で所持している者は、1年に及ぶ期間、いずれかの種類の懲役、または罰金、あるいはその両方で処罰される。」と規定されている。
- 刑法第 487 条：物品を収納した容器に虚偽の表示をした場合の罰則について、「その容器の中に入っている商品が実際の性質または品質とは異なる性質または品質であることを示す表示をした場合、3年に及ぶ可能性のある期間、いずれかの種類の懲役、または罰金、またはその両方が科されるものとする。」と規定されている。
- 刑法第 488 条：このような虚偽の標章を使用した場合の刑罰について、「前条で禁止されている方法でこのような虚偽の標章を使用した者は、詐取する意図なく行動したことを証明しない限り、同条に対する犯罪を犯したものとして処罰されるものとする。」と規定されている。
- 刑法第 489 条：傷害を引き起こす意図で商標を改ざんした場合の刑罰について、「それによって人に傷害を与える可能性があることを意図または知りながら、財産的標識を除去、破壊、汚損または追加した者は、1年に及ぶことがある期間、いずれかの記述による懲役、罰金またはその両方で処罰されるものとする。」と規定されている。

(3-3) パッシングオフ

商標法第 24 条(2)、商標法第 96 条(4)、商標法第 97 条において、パッシングオフに対する保護について規定されている。

商標法第 24 条 (2) には、「本法のいかなる規定も、商品又は役務を他人の商品又は役務として詐取した者に対する訴権又はそれに関する救済に影響を及ぼすものとはみなされない。」と定められており、商標権登録とは別に、パッシングオフに関する救済が認められる。また、商標法第 96 条(d)には、パッシングオフに関する訴訟は、地方裁判所又はそれより上位の裁判所において提起されなければならないことが、商標法第 97 条には、侵害訴訟又はパッシングオフ訴訟において原告が受けることのできる救済について規定されている。

なお、商標法は、商標の侵害に対する民事訴訟と刑事訴訟の両方を同時に進めることができると規定している。民事訴訟は、商標権侵害や商品のパッシングオフを差し止めるために、関係する地方裁判官のもとで、被疑者を拘束するために行うことができる。(商標法第 24 条、第 25 条、第 26 条)。登録商標の場合、侵害救済とパッシングオフ救済の両方を 1 つの訴訟に組み入れることができる。

(3-4) 著名商標の保護

バングラデシュにおける著名商標とは、のれんや評判が特定の地域や商品範囲に限定される他の商標とは異なり、そののれんや評判が、地域に限定されず、また、商品・サービスのカテゴリーを問わず保護されるものである。特許意匠商標局 (DPDT) は、著名商標と欺瞞的に類似する商標を登録することを制限することが法律で規定されている。

また、著名な商標は、国際的、国内的、国境を越えた評判に基づいて、バングラデシュでも認められている。商標法は、2つのレベルで著名な商標の保護を提供している。

類似商標の登録に対する措置

商標法第 10 条(4)及び(5)に基づき、以下のように規定されている。

商標法第 10 条

(4) 他の事業体の同一又は類似の商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知の標章若しくは商品表示と全く同じ、又は混同を生ずるほど類似するか、その翻訳である商標は、当該商品又は役務につき登録されない。

(5) 出願に係る商標が出願された商品又は役務と同一でなく類似していない商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知かつ登録された商標であり、次に掲げる各号に該当する場合、商品又は役務に関して登録されない。

(a) 当該商標が、それらの商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連があると誤認を生ずる方法で使用される時。

(b) 登録商標の利益が当該使用によって損なわれるおそれがある時。

著名な商標の不正使用に対する措置⁴

商標法第 26 条(7)には、以下のとおり著名商標の不正使用について定められている。

商標法第 26 条

(7) 登録されている周知標章は、周知標章の登録された所有者、又は、許諾された方法を用いる登録使用者でない者が、下記の行為を行う場合に侵害され、又は侵害されるとみなされる。

(a) 周知標章が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務に関して当該標章を使用するとき、又は、

(b) 周知標章が登録されている商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務に関す

⁴2009 年 商標法、2009 年法律第 XIX 号(バングラデシュ)

る標章を、それらの商品又は役務との関連で使用することにより、それらの商品又は役務と当該登録周知標章の所有者との間の関連性を示すこととなり、登録周知標章の所有者の利益がそのような使用によって損なわれるおそれがあるとき。

著名商標の防御的登録

そして、2009年商標法第43条には、著名商標の防御的登録について、以下のとおり定められている。

商標法第43条

(1) 考案された何らかの単語を含む商標が登録され使用されている商品又は役務について、その他の商品又は役務(場合に応じ)に関連するその商標の使用が、取引の過程において後者の商品又は役務と前者の商品又は役務について当該商標の使用権者との間の関係を示唆すると受け取られるほどに周知となった場合、前者の商品又は役務に関して登録された所有者がそれら他の商品若しくは役務に関連する商標を使用していない、又は使用しようとしなくてもかかわらず、さらに第42条の内容にかかわらず、当該商標は、当該所有者が所定の方式で出願することにより、そのようなその他の商品又は役務(場合に応じ)に関してその者の名前で防護商標として登録されることができ、たとえそのように登録されても、第42条に基づいてそれらの商品又は役務に関して登録簿から抹消されることはない。

なお、商標を著名であることを証明するために、例えば以下の書類の提出が必要になる。

- 本商標がその国の大衆に知られていることを証明する調査報告書
- マークに関する認定や表彰
- マーク名での広告・社会活動を証明するもの
- 特定の地域に限定されない評判と好感度を証明するもの
- 裁判所、DPDT、その他の政府機関により著名であると認められた商標、あるいは、それに限定されないが、商標の権利行使に成功したことを証明するもの。
- 商標を保護する上での課題、商標が保護された場合の顧客の利益などを含むがこれに限定されない、商標の使用、人気、持続性についての簡単な説明。

第3章 著作権

3.1 関連法・規則

2005年著作権法

2006年著作権規則

3.2 管轄政府機関

バングラデシュで著作権を所管するのは、文化省（MOCA）傘下の著作権局である。

3.3 著作物の定義

著作権法第2条(11)には、「著作物」について、以下の通り定義されている。

著作権法第2条

(11) 著作物とは、次のいずれかのものをいう。

- 文学、演劇、音楽または芸術作品
- シネマトグラフィーム・映画
- 録音
- 放送

さらに以下の条文によって、ここで定義された「著作物」の詳細について定義されている。

著作権法第2条

(46) 文学作品とは、人文科学、宗教、社会科学、物理科学、その他の分野の作品で、書籍の形態で書かれ又は制作されたもので、創造的、研究的、情動的、及び類似の性質を有するもの、翻訳、変換、翻案、修正、編集の性質を有するもの、又は一般の人々の学習及び聴取を目的とするコンピュータにより制作されたプログラム、を意味する。

(18) 演劇作品とは、朗読のための作品、振付作品またはダムショーにおける娯楽、演技の舞台装置、その形式が他の文書で固定されているものを含むが、映画フィルムは含まれない。

(37) 音楽著作物とは、音楽からなる著作物をいい、当該著作物のあらゆる図形表記を含むが、音楽とともに歌い、話し、または演奏されることを意図した言葉または動作を含まない。

(36) 芸術的作品とは、

(a) 絵画、彫刻、図面（図、地図、図表または計画を含む）、彫刻または写真、ただし、これらの作品の芸術的な品質を有するかは問わない

(b) 建築作品

(c) その他の芸術的工芸品

をいう。

(14) シネマトグラフィフィルム・映画とは、あらゆる手段により動画が生成され得るプロセスを通じて生成されたあらゆる媒体上の視覚的記録の作品を意味し、当該視覚的記録に付随する音声記録を含み、シネマトグラフは、ビデオフィルム、ビデオカセット、CD、LD、インターネット、ケーブルネットワークおよび将来においてシネマトグラフィと同一のあらゆるプロセスにより生成される作品を含む。

(35) 録音とは、当該録音が行われる媒体または当該音が生成される方法にかかわらず、当該音が生成され得る音の録音をいう。

(43) 放送とは、信号、標識、音、映像の1つあるいは複数による無線拡散手段による公衆への伝達であり、インターネットに接続されたコンピュータや衛星、あるいは、有線または無線装置またはその両方による、テレキャストまたはブロードキャストであり、再テレキャスト／再ブロードキャストも含む。

著作権の保護が及ぶ著作物／及ばない著作物に関する規定

著作権法第15条(1)には、著作権の保護が及ぶ著作物、著作権法第15条(2)には、著作権の保護が及ばない著作物について、以下のとおり定められている。

著作権法第15条

(1) 著作権は、以下の著作物について、バングラデシュ全土で存続(subsist)する。

(a) オリジナルの文学、演劇、音楽および芸術作品

(b) シネマトグラフ・映画

(c) 録音

(2) 第 68 条または第 69 条の規定が適用される著作物⁵を除き、第 15 条(1)に定める著作物には、以下の場合を除き、著作権は存続(subsist)しないものとする。

(a) 著作物が出版物の場合、当該著作物がバングラデシュで最初に出版されたものであること、あるいは、当該著作物がバングラデシュ国外で最初に出版されたものである場合は、当該出版の日において著作者がバングラデシュ国民であること、または、当該出版日において著作者が死亡していたときは、その死亡の時点において著作者がバングラデシュ国民であること。

(b) 著作物が建築物以外の未公表の著作物である場合、著作者が、当該著作物の作成日においてバングラデシュ市民であるか、バングラデシュに居住していること。

ただし、(a)号および(b)号に含まれるいかなる事項にもかかわらず、映画製作者の主たる事務所または一般住居が、相当期間または映画製作の全期間においてバングラデシュにあった場合は、当該映画の著作権は存続するものとする。

(c) 著作物が建築物である場合、その著作物がバングラデシュに所在すること。

説明：共同著作物であった場合、当該著作物の全ての著作者に適用される。

(3) 以下の場合、著作権は存続しない。

(a) 映画フィルムの場合、そのフィルムの相当部分が他の著作物の著作権を侵害する場合。

(b) 文学的、演劇的または音楽的著作物に関して作成された録音物の場合、その録音物の作成中に当該著作物の著作権が侵害された場合。

(4) 映画または録音物に対する著作権は、当該映画または録音物が作成された著作物またはその相当部分に関する著作物に対する別個の著作権に影響を及ぼすものではない。

(5) 建築の著作物の場合、著作権は、芸術的性格および設計にのみ存続し、建築の工程または方法には及ばない。

3.4 外国の著作物に関する保護

まず、バングラデシュの著作物について説明する。著作権法第 2 条(27)には、バングラデシュの著作物とは何であるか定義がされている。

著作権法第 2 条

(27) バングラデシュの著作物とは、文学、演劇、音楽または芸術の著作物であって、

(a) その著作者がバングラデシュの市民であるもの

(b) バングラデシュで最初に出版されたもの

⁵ 著作権法第 68 条は特定の国際機関の著作物に関する規定、第 69 条は外国の著作物に著作権を拡張することに関する規定である。

(c) 未発表の著作物の場合、その著作者が、その著作物の作成時にバングラデシュの市民であったもの

また、バングラデシュ政府の著作物については、著作権法第 2 条(40)に、以下の通り定められている。

著作権法第 2 条

(40) 「政府の著作物」とは、(a)政府または政府の部局、(b)バングラデシュの立法当局、(c)バングラデシュの裁判所、法廷またはその他の司法当局によって、またはその指示もしくは管理の下で作成または出版される作品をいう。

これらの定義に当てはまらないものは、バングラデシュの著作物ではなく、すわなち、外国の著作物とみなされる。

このような外国の著作物に対して、バングラデシュ著作権法第 69 条に基づき、政府は、官報に掲載される通達を発行することにより、外国の著作物に著作権を拡大する権限を有し、外国市民または外国に居住する者が、バングラデシュ市民またはバングラデシュに居住する者と同様の著作権保護を受けることができる。

3.5 著作権登録

理論的には、バングラデシュで著作権の保護を得るために著作権登録は必須ではない。しかし、バングラデシュは、事実上、登録された著作権にのみ国内の著作権保護を与えているという実態がある。

著作権法第 56 条は、著作物の著作者もしくは出版者、または著作権の所有者もしくは著作権に利害関係を有するその他の者は、著作権登録簿に著作物の詳細を登録するために著作権登録官に申請することができる」と規定している。著作権登録官は、申請書の内容を審査し、書面で記録される理由により、著作物に関して当該記載を行うべきではないと考える場合を除き、申請者に当該登録の証明書を発行することができる。

著作権登録手続

- 申請は、著作権規則別表 1 に定める様式 II を 3 枚複写で作成する。
- 各著作物の登録には、個別の申請書を提出しなければならない。
- 各申請書と共に、著作権規則別表 2 に記載された所定の料金を納付する。
- 申請書には、申請者、委任状が締結された代理人（弁護士）が署名しなければならない。
- 当該著作物の全ての利害関係者に、当該登録申請の通知を送達する。

- 登録官は、異議申立を受理した場合、適当と考える調査を行った後、著作権登録簿に当該著作物の特定事項を登録し、当該登録の証明書を出願人に発行することができる。登録を拒絶する場合には、拒絶の理由を書面で記録しなければならない。

3.6 著作権の存続期間

著作権法第 24 条から第 32 条は、著作権の保護期間を、以下のとおり定めている。

第 24 条：作者の生存期間内に公表された文学、演劇、音楽、美術の著作物（写真を除く）の著作権の保護期間は、作者が死亡した年の翌年の暦年の初めから 60 年である。

第 25 条：文学的、演劇的もしくは音楽的著作物または版画であって、作者の死亡の日に著作権が存続するもの、またはそのような共同著作物の場合には、最後に死亡した作者の死亡の日、または、その直前に著作権が存続するものであって、その著作物またはその翻案がその日以前に公表されていないものについては、著作権はその著作物が最初に公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年を経過するまで存続する、ただし、その著作物またはその翻案がその日以前に公表されていない場合には、著作権は、その著作物が最初に公表された年の翌年の暦年の初めから、またはその著作物の翻案がそれ以前の年に公表された場合には、その年の翌年の暦年の初めから 60 年を経過するまで存続するものとする。

第 26 条：映画フィルムの著作権の存続期間は、当該映画が公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 27 条：録音物の著作権の存続期間は、録音物が公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 28 条：写真の著作権の存続期間は、写真が公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 28A 条：コンピュータ・プログラムの著作権の存続期間は、そのプログラムが公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 29 条：文芸、演劇、音楽または美術の著作物（写真を除く）における匿名および仮名の著作物の著作権の存続期間は、その著作物が最初に公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。ただし、当該期間の満了前に作者の身元が公表された場合には、著作権は、作者が死亡した年の翌年の暦年の初めから 60 年まで存続するものとする。

第 30 条：政府の著作物の著作権の存続期間は、著作物が公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 31 条：地方公共団体の著作物の著作権の存続期間は、著作物が最初に公表された年の翌年の暦年の初めから 60 年までとする。

第 32 条：国際機関の著作物の著作権の存続期間は、著作物が最初に公表された年の翌年

年の初めから 60 年までとする。

3.7 著作権者の権利

著作権者の権利は、著作権法第 14 条に以下のとおり規定されている。

著作権法第 14 条

(1) 著作権者は、コンピュータ・プログラムを除く文学、演劇、音楽の著作物に関して以下の権利を有する

- (a) 電子的手段によるあらゆる媒体への保存を含め、あらゆる物質的形態で著作物を複製すること
- (b) 既に流通している複製物を除き、著作物の複製物を公衆に発行すること。
- (c) 公衆の面前で著作物を実演し、または公衆に伝達すること
- (d) 著作物の翻訳を作成し、複製し、上演し、または公表すること
- (e) 当該著作物に関して、映画フィルムまたは録音物を作成すること
- (f) 当該著作物を放送し、または当該著作物の放送を拡声器その他これに類する機器により公衆に伝達すること
- (g) 著作物を翻案すること
- (h) 著作物の翻訳または翻案に関して、第(a)項から第(h)項までに著作物に関して指定された行為を行うこと

(2) 著作権者はコンピュータ・プログラムに関して以下の権利を有する

- (a) 第 14 条(1)に規定される行為を行うこと；
- (b) コンピュータ・プログラムの複製物を販売し、貸与し、または販売もしくは貸与のために提供すること。

(3) 著作権者は芸術作品に関して以下の権利を有する

- (a) 二次元の著作物を三次元で描写すること、または三次元の著作物を二次元で描写することを含む、あらゆる物質的形態で著作物を複製すること
- (b) 当該著作物を公衆に公表すること
- (c) 既に流通している複製物を除き、公衆に対して著作物の複製物を発行すること
- (d) 著作物を映画フィルムに含めること
- (e) 著作物を翻案すること
- (f) 著作物の翻案に関して、第(a)号から第(d)号に定める行為を行うこと
- (g) 当該著作物を放送すること、または当該著作物の放送を拡声器その他の類似の機器に

よって公衆に伝達すること

- (4) 著作権者は映画フィルムに関して以下の権利を有する、
- (a) VCR、CD、DVD またはその他の形態で、その一部を構成する映像の写真を含む著作物のコピーを作成すること
 - (b) VCR、CD、DVD またはその他の形態による映画の複製物を、以前に販売または貸与されたか否かにかかわらず、販売し、貸与し、または販売もしくは貸与のために提供すること
 - (c) VCR、CD、DVD、またはその他の形式による映画の視聴覚的コピーを、一般公衆に公表し、展示すること
- (5) 著作権者は録音物に関して以下の権利を有する、
- (a) それを具現化した他の録音物を作成すること
 - (b) 当該録音物の複製物を販売し、貸与し、または販売もしくは貸与のために提供すること
 - (c) 録音物を公衆に伝達すること

3.8 侵害

著作権法第 71 条には、以下の行為を著作権侵害であると規定している。

著作権法第 71 条

何人も、著作権法に基づき、著作権者もしくは登録機関により付与された許諾なしに、また付与された許諾の条件に違反して以下の行為を行った場合、著作権侵害とみなされる。

著作権法第 71 条(a)

- (i) 著作権者が排他的権利を有する行為
- (ii) 公衆の面前で著作物を上演する場所を誰かに使用させる行為であって、当該上演が著作物の著作権の侵害となるもの。

著作権法第 71 条(b)

- (i) 販売もしくは貸与のために作成する行為、販売もしくは貸与する行為、または取引上の展示もしくは販売もしくは貸与のための提供の方法による行為
- (ii) 頒布する行為であって、取引目的であるか、または著作権の所有者に不利な影響を与える程度であるもの

(iii) 公衆の面前で展示する行為

(iv) 著作権を侵害するコピーをバングラデシュに輸入する行為

なお、著作権法第 72 条には、著作権の公正な利用を規定しており、以下の場合には、無許可であったとしても著作権侵害とみなされない。

著作権法第 72 条

(i) 私的研究、私的使用（研究を含む）、批評、批評を目的とする文学、演劇、音楽、芸術作品の公正な使用

(ii) 文学、演劇、音楽または芸術の著作物を、新聞、雑誌、または類似の定期刊行物において、あるいは映画フィルムにおいて、あるいは写真によって、時事問題を報道する目的で公正な使用

(iii) 司法手続における複製および立法府の議員等の使用のための公正な使用

3.9 侵害行為への救済

(1) 民事救済

著作権法第 76 条は、著作権侵害に対する民事救済を規定しており、著作権者は、著作権を侵害した者に対して、以下の救済を請求する権利を有する。

- 差止命令
- 損害賠償
- 利益計算の提出
- 裁判所の裁量に基づく訴訟費用

被告が著作権侵害を免れることができるのは、著作権侵害が行われた時点で、被告がその著作物に著作権が存在することを知らなかったか、著作権が存在しないと信じるに足りる合理的な理由があったことを証明できる場合である。このような場合、著作権者は差止命令のみを請求することができ、損害賠償や利益計算を請求することはできない。

なお、著作権法第 81 条には、著作権侵害に関する民事訴訟は、著作権者が現実にかつ自発的に居住し、または事業を営み、または個人的に営利を目的として働いている管轄区域内の地方裁判所裁判官の裁判所において提起され、審理されるものと規定している。

(2) 刑事上の救済

著作権法第 82 条には、著作権者は、故意に侵害した者、または侵害を幫助した者に対し、以下の刑事手続を取ることができ、著作権者は以下の救済を受ける権利を有する、と定めら

れている。

- 6ヶ月以上4年以下の禁固刑
- 罰金（50,000 タカ以上 200,000 タカ）
- また、著作権法第 83 条には、2 回目以降の犯罪に対する罰則強化が規定されており、禁錮刑の期間が1年～3年、罰金が100,000 タカ以上 300,000 タカに引き上げられる。

第4章 特許権

4.1 関連法・規則

2023年特許法

1933年特許意匠規則

4.2 管轄政府機関

産業省特許意匠商標局 (DPDT)

4.3 2023年改正特許法概要

バングラデシュ特許法 (Bangladesh Patent Act) は、2023年11月13日に、1911年特許意匠法を廃止し、2022年に制定した特許法を改正する形で、2023年改正特許法が制定された。

ただし、2024年7月現在、2023年改正特許法は施行されていない。2023年改正特許法が施行されるまでは、2022年特許法が適用される。

2022年特許法から2023年特許法の主な改正点は、特許権の存続期間・年金支払・特許権の回復に関する規定の改正 (2022年特許法第20条、2023年特許法第28条)、特許権の取消に関して規定の追加 (2022年特許法第23条、2023年特許法第33条および第34条)、強制実施権について規定の改正 (2022年特許法第21条、2023年特許法第35条～41条) である。

本章では2023年改正特許法 (以下、特に断りがない場合、「特許法」とは2023年改正特許法を意味する。) に基づいて説明をする。

4.4 特許登録要件

(1) 「発明」の定義

特許法第3条には以下のとおり「発明」について定義されている。

特許法第3条

(6) 「発明」とは、進歩性を有し、産業分野に適用可能な、新しい製品またはプロセスをいう。

(7) 「進歩性」とは、既存の知識を超える技術的進歩を構成し、先行技術の範囲を超える発

明の特徴を意味し、その特定の技術に関する知識と経験を有する者にとって自明ではない、ことをいう。

(8)「先行技術」とは、書面、口頭、その他を問わず、公的またはその他の手段による可視的または間接的な公表、表示、または使用により、世界のいずれかの地域において開示された当該発明の優先日以前のものを用いる。

(10)「新規性」とは、開示、先行使用、実証、書面、口頭、または世界のあらゆる場所での表示や公告により、公衆に公開された場所に目に見える形で存在せず、かつ、先行技術および発明、付与された特許の一部を形成しない、または、公開された特許出願を含む、既に公開された先行技術の1つ以上の要素を形成しないものをいう。

(19)「産業分野に適用可能」とは以下を意味する。

(a)特許請求の範囲に従ってその製品を製造できる、あるいは、何らかの技術的手段を適用することができるものであること。

(b)既知の有用性があり、そうでなければ実用性がないもの。

(c)技術的または技術的な特徴を持ち、そうでなければ産業と無関係であること。

(d)通常の技術者であれば、発明的ステップを踏むことなく発明できたと思われる方法で開示されているもの。

(2) 発明該当性

特許法第6条および第7条には、以下のとおり、発明該当性を充足しないものが列挙されている。

特許法第6条

(1) 次の事項は特許保護の対象となる。

(a) 発見、科学理論、数学的方法

(b) 純粋に精神的な作業やスポーツを行うためのビジネス手法、規則、方法、およびそれらに関連するコンピュータプログラムまたはアルゴリズム

(c) 手術または治療によるヒトまたは動物の身体の治療方法、およびヒトまたは動物の病気の診断方法

(d) 既知の製品または天然に存在する生物学的材料の全部または一部の使用、その新規使用または使用方法（配列決定を含む）

(e) 動植物の全部または一部（種子、品種、種および動植物の生産に必要な生物学的工程（微生物学的工程を含む）、または自然界で得られたあらゆる物質、生物または生物資源（全部または一部であるか、そこから精製または単離または改変されたものであるかを問わない、ゲノム、遺伝子、細胞、タンパク質、配列、細胞株、細胞培養またはその他の物質を含むが、人工の微生物を除く）

- (f) 公序良俗に反する、または人間、動植物、健康、環境を著しく害する、そのような発明の主要な、または将来的な使用または商業的使用
- (g) 軽薄な発明、または確立された明白な自然法則に反するプロセス
- (h) 構成成分の特性が組み合わされた単純な組み合わせによって得られる物質または構造体、およびそのような物質を製造するためのプロセス
- (i) 公知の発明（考案）の翻案または複製であって、翻案前に独立して有効な独自の特性を有するもの；
- (j) 農業または園芸慣行
- (k) 文学、演劇、音楽、芸術作品、映画作品、ラジオやテレビで放送される番組
- (l) 単なる情報の記述
- (m) さまざまな部品から構成される集積回路の詳細
- (n) 実務上伝統的な知識である発明、または伝統的に知られている要素または要素の既知の性質の組み合わせまたは結合である発明
- (o) 既知の物質を新たな形で発見し、既知の物質の新たな品質もしくは新たな用途のみを発見すること、または既知のプロセスもしくは装置もしくは器具の新たな用途のみを発見すること；本項では、塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純粋形態、粒子径、異性体、異性体の混合物、化合物、構造体、および既知の物質から派生したその他の物質は、同等の物質とみなす
- (p) 代替案を説明するクレーム、共通式で識別可能なクレーム、共通の機能または特性を有するクレーム、または先行技術に開示されたより大きな既知の集合または範囲内のサブセット、明確な要素を含む 1 つまたは複数の形状の選択を含む発明

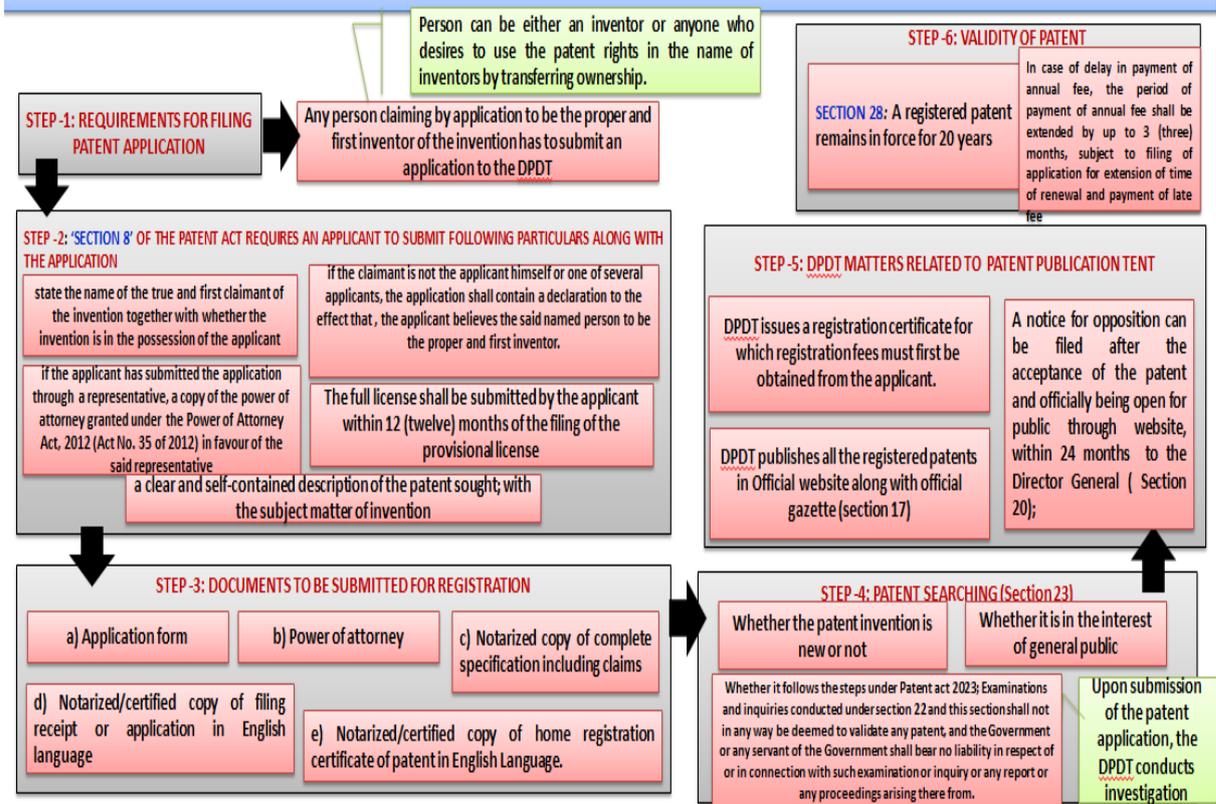
(2) 医薬・農薬製品は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）理事会の決定により、特許保護の免除期間が有効である限り、特許保護の対象外とする。ただし、政府は、必要な場合、官報の通達により、当該期間を延長または短縮することができる。

特許法第 7 条

原子エネルギーに関する発明は特許されない。原子エネルギーの生産、制御、使用若しくは抽出、又は特定物質若しくは放射性物質の探査、採掘、抽出、生産、天然及び化学的処理、建設、改良、保存若しくは使用、又は万一の安全を確保する原子エネルギーの管理に関する発明については、特許は付与されない。

4.5 特許出願手続

特許出願手続の流れの概要は以下のとおりである。



より詳細な手続きの流れ・内容について、以下に説明する。

4.5.1 出願人適格

特許法第 4 条には以下のとおり定められている。

特許法第 4 条

次に掲げる者は特許を出願することができる。

- (a) 発明の適正かつ最初の発明者であると主張する者
- (b) 特許出願に関わる発明の適切かつ最初の請求の所有権を有する者
- (c) 死亡した者の法定代理人であって、その者が死亡する直前に当該申請を行う権利を有していた者
- (d) 2 人以上の者が共同で特許性のある発明をした場合、その者全員が特許権を有する
- (e) 2 人以上の者が独立して同一の発明をした場合、最初に特許出願をした者が当該特許を受ける権利を有し、優先権主張の場合は、優先権主張の日を特許出願日とみなす
- (f) 特許を受ける権利は譲渡または移転可能である
- (g) 雇用を目的として締結された契約に従って雇用された者が発明を行った場合、契約で明

示的に別段の定めがない限り、特許を受ける権利は使用者に帰属する

(h) 発明を目的とする契約が締結されることなく、被使用者が使用者の設備、データ、実用的知識及び発明に使用されるその他の材料を使用して発明をした場合には、雇用契約に反対の定めがない限り、当該発明の特許権は使用者に与えられる。

4.5.2 出願書類

特許法第8条には、特許出願手続について、以下のとおり定められている。

特許法第8条

(1) 発明に対する特許出願は、所定の様式により、1件ごとに提出する。

(2) (1)に基づき提出される出願には、この発明が出願人が所有するものであること、当該発明の適正かつ最初の申請人の名前を記載し、もし、当該申請人が出願人自身ではない、あるいは、複数の出願人のうちの一人ではない場合、出願人は当該名前が適正かつ最初の発明者であると信じる旨の宣誓書を提出する。

(3) 特許出願には、次の書類を添付しなければならない。

(a) 申請者が代理人を通じて申請書を提出した場合は、当該代理人に付与した委任状のコピー。

(b) 特許出願人自身が発明者でない場合、その権利の正当性を説明する証明書または譲渡。

(c) 優先権主張の場合は、特許法第5条(f)に基づく謄本。

(4) 発明を申請する者は、単独で若しくは共同で又はその法定代理人として、次の条件に従い、規則に定める様式及び方法により、所定の手数料を添えて、完全明細書又は仮明細書を添付して、特許庁長官に特許を出願することができる。

(a) 出願人は、仮明細書の提出から12カ月以内に、完全明細書を提出しなければならない。

(b) 仮明細書は、発明の通常の特徴を含み、後に出願される完全明細書と整合するものでなければならない。

(5) (1)に基づき提出される用紙には、以下の項目を記載しなければならない。

(a) 出願人および発明者の氏名および身元の詳細

(b) 発明の主題に関する適切な発明の名称

(c) 求める特許の明確かつ自己完結的な説明

(d) 特定の場合において、発明を図示し又は発明を構成する特定の模型又は見本を出願に添付することが必要であると考えられる場合、長官は、当該模型又は見本を特許出願の前に提出するよう指示することができる。

(e) 発明の概要

(f) 優先権主張がある場合は、その番号と日付

(g) 完全明細書

(6) 完全明細書には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 関連技術または類似技術の当業者による評価、実施、栽培、実行または実装のための、発明の各要素の完全に明確で簡潔かつ完全な説明

(b) 各段階又は方法の詳細な説明。出願時又は優先日において出願人が知っている発明を効果的に実施するための最良の方法を含む。

(c) 発明の特徴を特定する 1 つ以上の請求項

(d) 発明の技術情報を含む要約

(f) 発明は、明確な開示の要求の観点から、または長官の指示に従い、1 つ以上の図面を用いて説明されなければならない。

(7) 発明の主題

(a) 請求項のには発明の主題について記載されなくてはならない。

(b) 当該記載は、明確かつ簡潔でなければならない、明細書による裏付けが十分でなければならない。

(c) 図面やイラストによって説明されなければならない。

(8) 出願時又は優先日において関連する先行技術を含め、発明を特許可能とするために出願人が知っているすべての重要な情報の開示。

(9) 発明が医薬品に関するものである場合、出願人は、優先日において当該医薬品の国際非専有名称 (INN) が入手可能であれば、それを開示しなければならない、国際非専有名称が入手不可能であれば、30 日以内に当該名称を開示しなければならない。ただし、特許出願が拒絶された場合または特許が失効した場合は、当該名称を通知する必要はない。

(10) 特許の保護範囲は、請求項に開示された用途、目的又は活動のみに限定される。

(11) 完全明細書の 1 つまたは複数の請求項は、個々の発明に関するものでなければならない、また、単一の発明の概念を構成するように相互に関連付けられた一群の発明に関するものであって、明細書に明確かつ簡潔に開示された適切な主題に基づくものでなければならない。

(12) 出願を受理した時点で、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)及び(11)に掲げる条件が満たされていないと長官が判断した場合、長官は出願人に対し、指定された期間内に必要な補正を行うよう指示するものとし、指示に従い指定された期間内に補正が行われない場合、出願は放棄されたものとみなす。

(13) クレームされた発明において直接的または間接的に使用された生物資源およびそれらに関連する伝統的知識の要素の出所および地理的起源は、明細書において言及されるべきである。

(14) 長官は、特許を付与する前に、バングラデシュにおける特許技術の使用を促進する目的で、外国特許出願人に対し、その特許の記載をバングラデシュ国民の一般的技能に適合さ

せるよう指示することができる。

(15) 発明の所有権に関する宣言は、所定の場合又は当該特許の出願後所定の期間内に、所定の様式で特許の全文に添付しなければならない。

また、特許意匠商標局が公開している手引書⁶には、特許出願手続について、さらに以下のとおり説明がある。

- バングラデシュ人であるか否かを問わず、また単独であるか共同であるかを問わず、誰でも特許出願を工業省特許意匠商標局（Department of Patents, Designs and Trademarks, Ministry of Industries, 91, Motijheel C/A, Dhaka-1000）に提出することができる。
- 外国人の場合は、バングラデシュの現地法律事務所を通じて申請する。

微生物関連発明

特許出願が微生物に関連するものであった場合は、特許法第 9 条に以下のとおり定められている。

特許法第 9 条

発明が微生物に関するものである場合、出願人は、技術に関する一般的な知識を有するバングラデシュ人が微生物に関する発明を取り扱うことができない場合であって、当該製品が一般に入手可能であるときは、出願前にその培養物をバングラデシュの特定の寄託機関に寄託しなければならない。寄託しなければ容易に入手できない場合、関係者は、培養サンプルが法律に従って使用されることを条件に、その培養物を使用することができる。

(2) (1)の寄託の申請は、以下の条件を満たすこと。

- (a) バングラデシュで特許出願を行う前に、所定の期間内に製品を登録し、明細書に記載しなければならない。
- (b) 商品が寄託されている寄託機関の名称、住所、日付、番号など、商品を正しく識別または表示するために必要な既存のすべての特徴を、明細書に記載すること。
- (c) バングラデシュにおける特許出願日以降、または優先権が主張されている場合は優先日以降に限り、寄託機関において当該サンプルを入手できること。
- (d) 請求項に係る発明において使用される生物資源および関連する伝統的知識要素の出所および地理的起源を明細書に記載すること。

⁶https://dpdt.portal.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/page/a3066a65_b68f_438a_b916_7581f2abbaea/Patent%20file%20procedure.pdf

4.5.3 完全明細書の優先日

特許法第 5 条には、完全明細書の優先日について、以下のとおり定められている。

特許法第 5 条

- (a) 特許出願全体が仮明細書に従って出願された場合、優先日は仮明細書の出願日とする。
- (b) 完全明細書が、バングラデシュにおいて当該出願から 12 ヶ月以内にされた先の出願に基づくものであり、かつ、その請求項が先の出願に開示された主題に適切に基づくものである場合、先の出願の最初の公告日が優先権を有する。その日付は次のとおりとする。
- (c) 完全明細書の請求項が、仮明細書であれ完全明細書であれ、先の明細書に適切に開示された事項に基づく場合、その事項が最初に開示された明細書の出願日が優先日となる。
- (d) 本条に基づく明細書の全文が、本条に定める場合を除き、優先日が 2 つ以上ある場合は、そのうちの最も早い日を優先日とする；
- (e) 優先期間は 12 ヶ月とし、当該期間は出願の最初の提出日から起算する；
- (f) 本条に基づく宣言が行われた場合、長官は、規則で定める期間内に、当該出願が先に提出されたことを示す特許意匠商標局が発行した証明書を提出するよう、出願人に指示することができる。
- (g) 本節の目的を遂行するため、その他必要な事項は規則で定める。

ただし、特許法第 10 条には特許出願の取下について定められているところ、一度取り下げた出願に基づく優先権は認められないことが定められている。

4.5.4 外国出願情報提供

特許法第 15 条には、バングラデシュ国外において類似の特許出願をしている場合に、その出願に関連する情報を提供することが、以下のとおり定められている。

特許法第 15 条

出願人が、単独で若しくは他の者と共同して、バングラデシュ以外の国において、類似の出願をした場合、又はその者の知る限りにおいて、その者が特許を請求する他の者若しくはその者から権利を取得する者が出願した場合には、その出願人は、上記出願に関連する次の書類を出願から 90 日以内に提出しなければならない。

- (a) 当該出願の詳細を記載した陳述書。
- (b) 外国出願審査の結果及び所見に関する出願人に発行された書簡の写し。
- (c) 外国出願に基づいて付与された特許の付与証の写し。
- (d) 外国出願の拒絶の写し。
- (e) 該当する場合、付与された特許の取消または放棄の通知の写し。

- (f) 裁判所命令を含む、特許または特許出願に関する取消、無効、補正、その他の命令。
- (2) 長官は、出願人が書類の翻訳に時間を要する場合、(1)に記載された期間を最長 60 日まで延長することができる。
- (3) 出願人の特許が付与されるか拒絶されるまで、6 ヶ月ごとに、(1)の申請に関する情報を、長官に提出しなければならない。
- (4) 長官は、(3)に基づく情報を受領した後、これを公式ウェブサイトに掲載する。
- (5) 出願人が、(1)および(3)の条件に従わない場合、不可抗力の理由を除き、出願は却下されたものとみなす。

4.6 特許審査

4.6.1 出願公開

特許法第 17 条に従い、出願日から 18 月後に、特許出願は公開される。

特許法第 17 条

- (1) 長官は、出願から 18 月を経過した後、特許出願を公開しなければならない。
- (2) (1)の規定による特許出願の内容は、次に掲げる事項をウェブサイト上の公表又は通常の方法による通知によって公告しなければならない。
 - (a) 発明の名称
 - (b) 特許出願人及び発明者の氏名、住所及び国籍
 - (c) 出願申請書の提出日および提出番号
 - (d) 優先権番号と日付（もしあれば）
 - (e) 特許の分類
 - (f) 原発明の図面または図面（該当する場合）
 - (g) 要約
- (3) 特許出願が公式ウェブサイト又は官報公告で公告されるまでは、長官は、いかなる第三者にも出願を閲覧させ、又は特許出願に関するいかなる情報も開示させてはならない。
- (4) 長官は、出願人の請求により、規則で定める手数料を支払えば、18 月の期間満了前であればいつでも特許出願を公開することができる。

4.6.2 審査請求と特許審査

出願人は、特許法第 21 条に従い、出願から 36 月以内に審査請求を行う。審査請求期間は申請により 3 か月の延長が認められる。期間内に審査請求がなされなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。審査請求を受けた特許意匠商標局は、特許法第 22 条および第 23 条に従って審査を行う。

特許法第 21 条

- (1) 出願人は、特許出願の日から 36 月以内に、所定の手数料を納付して、特許出願の審査を請求することができる。
- (2) 特許審査の請求がないときは、当該出願は放棄されたものとみなす。
- (3) 当該期間の満了前に、所定の手数料を添えて期間延長の申請が事務局長に提出された場合、(1)の期間は 3 ヶ月延長される。
- (4) 長官は、この法律の規定に従い、特許出願の審査を行う。

特許法第 22 条

- (1) 特許出願の審査が第 21 条(1)に規定する方法により請求された場合、出願及び明細書ならびにそれに関するその他の書類は、審査官が次の事項に関する報告書を作成することができるよう、できる限り速やかに審査官に送付しなければならない。
 - (a) 出願、証明書、その他の関連書類が、本法およびその下で制定された規則に従っているかどうか。
 - (b) 本法に基づき特許を付与しない法的根拠
 - (c) 第 23 条に基づく調査
 - (d) その他定められた事項
- (2) 特許出願に関して長官が受理した審査官の報告が出願人に不利なものであり、かつ、出願ならびにこれに関するその他の書類が、本規定に従って出願を処理する手続の遵守を確保するために必要なものである場合には、長官は、できる限り速やかに、その不利な点を要約して出願人に概要を通知し、出願人が所定期間内に希望する場合には聴聞の機会を与える。

特許法第 23 条

- (1) 第 22 条に基づき特許出願の送付を受けた審査官は、特許請求の範囲に記載された発明に関し、次の事項を確認するための調査を行わなければならない。
 - (a) 第 2 条に記載されている新規性、進歩性、産業上の利用可能性の基準をクリアしているかどうか。
 - (b) 第 6 条(1)の条件を満たしているかどうか。
 - (c) 特許が進歩性を証明する証拠や比較データによって十分に裏付けられているかどうか。
- (2) (1)に基づく調査の実施に加え、当該発明が出願人の明細書全文の提出日以前にバングラデシュまたはその他の場所においていずれかの文書に開示されているか否かを確認するための調査を実施する。

- (3) この法律に基づいて特許が付与される前に明細書全体又は請求の範囲が補正された場合、補正後の明細書又は請求の範囲は、補正前の明細書又は請求の範囲と同様に審査される。
- (4) 第 22 条及び本条に基づき実施される審査及び調査は、いかなる意味においても、特許を有効とみなすものではなく、政府又は政府の使用人は、当該審査若しくは調査又は報告もしくはこれらから生ずる手続に関し、又はこれらに関連して、いかなる責任も負わない。

4.6.3 補正

出願人は特許法第 11 条、および、第 12 条に従って、出願内容を補正することが認められている。

特許法第 11 条

- (1) 本明細書全体またはそれに関連する文書の補正は、削除、修正または明確化の方法による場合を除き、認められない。
- (2) 以下のような補正は、本明細書では認められない。補正後の明細書が、補正前の明細書に開示または示されていない事項を記述している。

4.6.4 分割

出願人は特許法第 14 条に基づき、出願を分割することができる。

特許法第 14 条

- (1) 本法に基づき、複数の発明を含む特許に関して長官から提起された指摘を解消する目的で、仮明細書又は完全明細書に基づいて分割出願が可能である。ただし、2 回目の出願は、1 回目の出願から 3 年以内に行わなければならない。この場合、出願は 3 回までとする。
- (2) (1) に基づく分割出願には、明細書一式を添付しなければならない。ただし、当該明細書に基づき提出された明細書一式に開示された事項には、重要でない事項が含まれてはならない。
- (3) 初回出願又は分割出願に関する明細書の補正の場合、長官は、いずれかの明細書の当該請求が他方の明細書に含まれないよう指示することができる。
- (4) (1) に基づく分割出願は、最初の出願の出願日にされたものとみなされ、場合によっては、最初の出願の優先日が分割出願の優先日とみなされる。
- (5) 分割出願は、所定の期間内に審査請求があった場合には、原出願として取り扱い、審査する。

4.6.5 付与前異議・付与後異議

(1) 付与前異議

特許法第 19 条に従い、特許出願が公開され、特許付与前であれば、何人も当該特許出願に対して異議（付与前異議）を申し立てることができる。特許は公開から 6 月は付与されないため、この期間が付与前異議申立可能な期間と考えられる。

特許法第 19 条

- (1) 本法第 17 条(2)に基づく特許出願の公告後、特許付与前であれば、何人も当該特許に異議を申し立てることができる；ただし、同特許は、同公表から 6 箇月間は付与されない。
- (2) 異議申立書には、異議申立をした特許出願を特定し、異議申立の理由を記載した十分な情報及び証拠を提出しなければならない。

付与前異議の理由については特許法第 19 条に以下のとおり列挙されている。（以下、既定の要旨を示す。）

- (第 19 条(a)) 完全明細書において請求された発明が、他の完全明細書において請求されていたものであった、あるいは、完全明細書の優先日より後にバングラデシュに出願されたものであって、この出願の優先日が、当該発明の優先日よりも早いこと。
- (第 19 条(b)) 第 2 条(8)：世界公知公用、または、第 2 条(10)：新規性
- (第 19 条(c)) 第 2 条(8)：進歩性
- (第 19 条(d)) 第 2 条(19)：産業上の利用可能性
- (第 19 条(e)) 第 2 条(6)：発明の定義
- (第 19 条(f)) 第 6 条：発明該当性
- (第 19 条(g)) 第 8 条（出願手続）の(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、および(11)
- (第 19 条(h)) 第 15 条（外国出願情報提供）
- (第 19 条(i)) 本発明に使用される生物資源の出所および地理的起源が明細書中に完全に記載され、それに関連する伝統的知識が開示または虚偽表示されていない場合
- (第 19 条(j)) 口頭またはその他の方法で得た知識により、クレームされた発明がバングラデシュまたはその他の地域の地域社会または一般社会に完全に独占的に存在すると推定される場合

特許法第 19 条(4)に従い、付与前異議申立がなされた場合、長官は、異議申立書をウェブサイトまたはその他の公的メディアで公開する。

特許法第 19 条(5)、(6)に従い、長官は、出願人及び異議申立人の意見を聴くことができ、両当事者に対し、弁論又は反論を含む反論の機会を与えなければならない。

特許法第 19 条(7)、(8)に従い、長官は、双方の意見を聴取し、双方が提出した陳述書に基

づき、

- 紛争の却下（第 19 条(7)(a)）
- 特許が付与される前に明細書全体及びその他の書類の補正を指示（第 19 条(7)(b)）
- 特許出願に対して特許を付与しない（第 19 条(7)(c)）

を決定し、その理由を記載した命令書を発行し、紛争解決後 1 ヶ月以内に通知する。

（2）付与後異議

特許法第 20 条に従い、特許付与後、公式ウェブサイトへ公開されてから 24 月以内に、利害関係者は、証拠を付して異議を申し立てることができる。

特許法第 20 条

(1) 本法第 24 条(2)に基づき特許が付与された後、利害関係者は、公式ウェブサイト上への公告から 24 箇月以内に、証拠を添付して異議告知書を長官に提出することができる。

付与後異議の理由については特許法第 20 条に以下のとおり列挙されている。

- （第 20 条(a)）完全明細書において請求された発明が、他の完全明細書において請求されていたものであった、あるいは、完全明細書の優先日より後にバングラデシュに出願されたものであって、この出願の優先日が、当該発明の優先日より早いこと。
- （第 20 条(b)）第 2 条(8)：世界公知公用、または、第 2 条(10)：新規性
- （第 20 条(c)）第 2 条(8)：進歩性
- （第 20 条(d)）第 2 条(19)：産業上の利用可能性
- （第 20 条(e)）第 2 条(6)：発明の定義
- （第 20 条(f)）第 6 条：発明該当性
- （第 20 条(g)）第 8 条（出願手続）の(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、および(11)
- （第 20 条(h)）第 15 条（外国出願情報提供）
- （第 20 条(i)）本発明に使用される生物資源の出所および地理的起源が明細書中に完全に記載され、それに関連する伝統的知識が開示または虚偽表示されていない場合
- （第 20 条(j)）口頭またはその他の方法で得た知識により、クレームされた発明がバングラデシュまたはその他の地域の地域社会または一般社会に完全に独占的に存在すると推定される場合

特許法第 20 条(3)に従い、付与前異議申立がなされた場合、長官は、特許権者に異議申立書を送達し、電子官報または公式ウェブサイトに掲載する。

特許法第 20 条(4)に従い、特許権者は、所定の期間内に、異議申立に対する反論を提出す

ることができる。

特許法第 20 条(5)に従い、長官は聴聞会を開催し、聴聞会において特許権者及び異議申立人は、口頭及び書面による証拠を提出し、弁論又は反論を行うことができる。その後、長官は、特許の維持、補正又は取消しを命ずることによって紛争を解決し、解決から 1 月以内に、両当事者に理由を付してその決定を通知する。

4.7 特許権付与

4.7.1 特許権付与

特許法第 24 条(1)に従い、長官は、特許出願の審査の結果、特許付与の条件を満たしていると判断した場合、その発明に特許を付与する。

特許法第 24 条(2)に従い、長官は、特許付与した発明をウェブサイト上に公開し、規則で定める手数料を支払うことで特許証を発行し、登録簿へ特許を登録する。

4.7.2 特許権者の権利

特許法第 25 条には、特許権者の権利について、以下のとおり定められている。

特許法第 25 条

この法律の他の規定に従って、この法律に基づいて付与された特許の所有者は、次の権利を有する。

(a) 特許が製品である場合、第三者が特許権者の許可なく、当該製品を製造、使用、販売のために提供、販売、または当該目的のためにバングラデシュに輸入することを防止する排他的権利。

(b) 特許が製法である場合、第三者が特許権者の許可なくその製法をその目的のために適用し、使用し、販売のために提供し、販売し、または輸入することを防止する排他的権利。

4.7.3 特許の存続期間・年金・特許権の回復

バングラデシュでは、特許の存続期間は、特許出願日または優先日から 20 年間有効である。ここでは、2023 年特許法において 2022 年特許法から改正されたため、更新に関して両方の特許法の規定について以下に列挙する。

2022 年特許法

第 20 条

(1) 特許の存続期間は、特許出願の日又は場合により優先日から 20 年間とする。

- (2) 特許の更新については、特許出願日又は場合によっては優先日から6年目の初めからの年金を、更新は、所定の料金を支払って特許権の5年の満了前に行わなければならない。
- (3) 特許は、前年度の年金を支払えば、翌年度に更新することができる。
- (4) 年金の納付が遅延した場合、遅延手数料を支払うことを条件に、年金の納付期間を3ヶ月延長することができる。
- (5) (2)、(3)及び(4)の規定に従って手数料が支払われない場合、特許は取り消される。

2023年特許法

第28条

- (1) 本節の他の規定に従い、特許は、失効または効力を失った場合を除き、特許出願の日または場合により優先日から20年間効力を有する。
- (2) 特許は、前年度の年金を支払うことにより翌年度に更新される。
- (3) 年会費の支払いが遅延した場合、更新期間延長申請書の提出および遅延手数料の支払いを条件として、年会費の支払期間は最長3カ月まで延長される。
- (4) 特許又はこの法律の規定にかかわらず、更新手数料の支払期間が満了し、所定の期間内又はその延長期間内に同手数料が支払われない場合、特許は効力を失う。
- (5) 特許の有効性が更新料の納付期間の満了及び所定期間内又は延長された期間内の不納付を理由として取り消された場合、効力を有する他の法律の規定にかかわらず、当該特許権者の目的物の保護は無権利となる。
- (6) 所定の期間内に更新手数料を納付することが合理的な理由により不可能であると局長が認める場合には、所定の更新手数料納付期間の満了後2年以内であればいつでも所定の更新手数料及び特許回復手数料を納付することができる。特許回復を申請することができる。

4.7.4 医薬品特許に関する特別な規定

特許法第29条には、医薬品特許に関する特別な規定について、以下のとおり定められている。

特許法第29条

医薬品の特許の場合、当該医薬品を政府が自己使用又は政府により若しくは政府のために運営される薬局、病院若しくはその他の診療所、病院若しくは医療機関への頒布のためのみ輸入することを条件として付与されるものとし、政府は、官報の通達により、当該薬局、病院又は医療機関が政府のために公共サービスを提供する旨を決定することができる。

4.7.5 生物関連特許に関する特別な規定

特許法第 30 条には、医薬品特許に関する特別な規定について、以下のとおり定められている。

特許法第 30 条

生物資源に関する特許が出願され又は受理された場合、当該特許に利害関係を有する当事者は、当該特許の所有権の共有を請求することができる。

(2) 特許の所有権移転の申請は、関係機関又は団体の名称を記載して事務局長に行わなければならない。

(3) 本条において、特許権者の所有権は少なくとも 20 パーセントでなければならない。

4.8 取消と無効

(1) 取消

特許法第 32 条(1)に従い、利害関係人は、裁判所に対して、特許の取消を申し立てることができる。

特許法第 32 条

(1) 利害関係人は、特許の取消しを裁判所に請求することができる。

特許法第 32 条(2)には、取消の理由について、以下のとおり定められている。

- 第 8 条(3)の規定：特許出願手続に関する規定への違反
- 第 8 条(4)の規定：仮明細書と完全明細書の提出に関する規定への違反
- 特許権者が発明者もしくは権利承継者でないことを証明できる場合

特許法第 32 条(2)に従い、管轄裁判所は、上記のケースに該当すると判断した場合、特許を無効とする。

(2) 無効

特許権の無効については、2022 年特許法では第 23 条に、2023 年特許法では第 33 条・第 34 条に規定されている。改正内容を明らかにするため、以下に 2022 年特許法第 23 条、2023 年第 33 条・第 34 条の両方を掲載する。

無効の請求について

2022 年特許法第 23 条

(1) 利害関係人は、特許の取消しを裁判所に請求することができる。

2023年特許法第33条

(1) この法律の規定に従うことを条件として、この法律の開始の前後を問わず、何人もしくは政府の申立てにより、または、当該特許の侵害を理由とする訴訟の反訴において、地方裁判所が、次に掲げる事由により、取り消すことができる。

無効理由について

2022年特許法第23条

- 特許要件（新規性・進歩性・産業上利用可能性）（第3条）
- 発明者の権利（第4条）
- 発明該当性（第5条）
- 特許権者が発明者若しくは権利承継者であること（第6条(4)）
- 明細書における発明が実施可能な程度の開示（第6条(5)）
- 遺伝資源開示（第6条(9)）
- 外国出願人へのバングラデシュ国民による実施のための指示（第6条(10)）

2023年特許法第33条・第34条

- （第33条(a)）完全明細書にクレームされた発明が、バングラデシュにおける他の完全明細書の有効なクレームにおいて、より早い優先日に既にクレームされている場合
- （第33条(b)）出願する権利を有しない者によって出願された場合
- （第33条(c)）出願が申立人の権利を侵害して不当に特許付与された場合
- （第33条(d)）第2条(6)：発明の定義
- （第33条(e)）第2条(8)：世界公知公用、または、第2条(10)：新規性
- （第33条(f)）第2条(8)：世界公知公用、または、第2条(7)：進歩性
- （第33条(g)）第2条(2)：優先権主張
- （第33条(h)）第8条（出願手続）の(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、および(11)
- （第33条(i)）完全明細書において請求項の特徴が完全にまた明確に説明されていない、もしくは、請求項の記載が明細書に基づいていない場合
- （第33条(j)）虚偽または誤解を招く、あるいは、不完全な提案や説明によって特許を取得した場合
- （第33条(k)）第6条：発明該当性
- （第33条(l)）本発明に使用される生物資源の出所および地理的起源が明細書中に完全に記載され、それに関連する伝統的知識が開示または虚偽表示されていない場合
- （第33条(m)）口頭またはその他の方法で得た知識により、クレームされた発明がバ

ングラデシュまたはその他の地域の地域社会または一般社会に完全に独占的に存在すると推定される場合

- (第 34 条) 特許又はその実施方法が公衆衛生又は公益を害することが政府に明らかになった場合、政府は、官報の通達により、特許権者に聴聞の機会を与えた後、当該特許の無効宣言を発することができ、当該宣言により、当該特許は無効とみなされる。

4.9 強制実施権

特許法第 35 条には、特許の実施について定められており、概要は以下のとおりである。

- (第 35 条(a)) 技術革新を奨励し、バングラデシュにおいて商業的に実行可能なものについて、実施を保障するために特許が付与される
- (第 35 条(b)) 特許製品の輸入を独占することを享受することのみを目的として特許を付与してはならない。
- (第 35 条(c)) 特許権の保護と行使により、新技術の進歩、技術の移転と普及、技術の生産者と消費者の相互利益、社会的・経済的福祉を促進し、権利と義務の均衡を図る。
- (第 35 条(d)) 特許権は、公衆衛生と栄養の保護を損なわず、公益の増進、特にバングラデシュの社会経済的・技術的発展に不可欠な分野における進歩の調整役として機能する。
- (第 35 条(e)) 公衆衛生の保護を妨げない。
- (第 35 条(f)) 特許の所有者又は特許に関して権利若しくは利益を有する者によって特許が悪用されておらず、かつ、貿易を不当に阻害し又は技術の国際的な交流に悪影響を及ぼさない。
- (第 35 条(g)) 特許は、特許発明の成果を手頃なコストで公衆に提供するために付与される。

他方で、特許法第 36 条～第 41 条には、強制実施権について定められている。

第 36 条：強制実施権の設定

第 37 条：強制実施権付与手続

第 38 条：通告による強制実施権

第 39 条：医薬品の輸出に関する強制実施権

第 40 条：政府による発明の使用

第 41 条：強制実施権に関する追加規定

強制実施権の規定については 2022 年特許法第 21 条から 2023 年特許法へ改正されているため、以下は 2022 年特許法と 2023 年特許法について概要を説明する。

(1) 強制実施権の設定

強制実施権を設定する理由について、以下のとおり定められている。

2022 年特許法第 21 条

(1)

- (a) 公益の増進、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済の重要な部門のために必要である場合
- (b) 裁判所または行政当局が、特許権者またはライセンシーによる発明の使用慣行が不公正な競争であると判断し、かつ政府が本条に従った発明の使用が救済的であると納得する場合
- (c) 特許権者とその排他的権利を濫用し、又はライセンシーによる排他的権利の濫用の防止を怠った場合
- (d) 特許発明が、製造または輸入により、バングラデシュにおいて十分な量もしくは品質で、または予め定められた手頃な価格で容易に入手できない場合
- (e) 最初の特許で請求された発明と関連する 2 番目の特許出願で請求された発明が、経済的に重要な高度技術知識であり、最初の特許を侵害することなく 2 番目の特許を利用することができない場合
この場合において、政府は、政府機関又は政府の指定する者に対し、特許権者との合意又は協定によらないで、その発明を使用するための強制実施権を付与することができる。

2023 年特許法第 36 条

(1) 次の場合には、何人もいつでも強制実施許諾を申請することができる。

- (a) 公益、特に国家安全保障、栄養、健康、または国民経済の発展のために必要である場合
- (b) 裁判所または行政当局が、特許権者またはライセンシーによる発明の使用が不当競争であると判断した場合
- (c) 特許権者による独占的権利の濫用；
特許発明が公衆の合理的な必要性を満たさない
その特許発明が、一般に入手可能な価格で容易に入手できない
- (d) 特許発明が、バングラデシュにおいて輸入しなければ現地で実行不可能であり、特許権者とその全部または一部を製造することが経済的または技術的に可能であることを証明できない場合
- (e) 第二の特許出願が、第一の特許に請求された発明と関連する経済的に重要で高度な技術的知識を有する発明を請求しており、第一の特許を侵害することなく第二の特許を利

用することができない場合

(f) 特許権者が合理的な理由なく、申請日から4ヶ月を超えない期間内に実施許諾を拒絶した場合

(g) 合剤医薬品の製造・販売を含む、必要不可欠なサービス（必要な物理的インフラやその他の施設の提供）の利用可能性がある場合

（2）強制実施権の付与に関する手続き

2022年特許法第21条

(2) 政府は、強制実施権の各申請を個別に検討し、発明が、実施権が付与された目的のみに使用されるものとし、実施者は政府が決めた報酬を支払うように求められる。

2023年特許法第36条

(2) 長官は、(1)に基づく申請を受理した場合、必要な条件に従って強制実施権を付与することができ、申請日から6ヶ月以内に強制実施権の申請を検討して処分しなければならない。

2023年特許法第37条

(4) 第36条(2)に基づき強制実施権が付与される場合、長官は、特許権者に支払うべき適切な報酬を定めるものとし、その報酬は、売上総額の4%を超えてはならず、また、その他必要な条件を定めるものとする。

4.10 侵害と救済

（1）民事訴訟

特許法第44条(1)および(2)には、以下のとおり、権利行使について規定されている。

特許法第44条

(1) 第25条に基づく権利（注：特許権者の権利）を侵害された場合、特許権者は、当該権利の侵害について当該者に対して手続を開始することができる。

(2)

(a) 特許権者が、専用実施権者、強制実施権者又は通常実施権者のいずれであるかを問わず、当該実施許諾契約の履行を怠った場合、特許権者は実施権者に対し、当該契約の履行を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

(b) 専用実施権者、強制実施権者又は通常実施権者のいずれであるかを問わず、ライセンシーが当該ライセンスの条件に違反した場合、特許権者はライセンシーに対し、契約の履行を求めて裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) 立証責任

特許法第 44 条に基づく訴訟における立証責任については、特許法第 46 条には以下のとおり定められている。

特許法第 46 条

- (1) 特許権者の権利侵害の対象が製品を得る方法である場合、裁判所は、後に発明された同一の製品の製造に使用された方法が特許された方法と異なることを証明するよう侵害者に命じることができる。
- (2) 特許権者の同意を得ずに同一の製品が製造された場合、特許製法によって得られた製品が新規のものでない限り、反対の立証がなされるまでは、特許製法によって得られたものとみなされる。
- (3) 当事者が(1)に基づいて当事者に下された命令に従ったかどうかを検討する際、裁判所が不合理と思われる場合には、裁判所は当事者に製造秘密または営業秘密の開示を命じてはならない。

(3) 救済

裁判所の救済措置については、特許法第 44 条(2)(c)及び特許法第 44 条(2)(d)、あるいは、特許法第 49 条(1)において、裁判所は侵害者に対して差止命令と損害賠償命令を下すことができる旨、定められている。

差止命令については、特許法第 47 条にさらに具体的な定めがあるところ、主な内容は以下のとおりである。

特許法第 47 条

- (3) 裁判所は、以下の事由により、一方的差止命令または仮差止命令を付与することができる。
 - (a) 便益のバランス、回復不能な損害が特許権者に及ぶことについて、一応の根拠が認められる場合
 - (b) 医薬品又は製法に関する訴訟の場合、一方的差止命令又は仮差止命令が医薬品の入手可能性に及ぼす影響を考慮しなければならない。
 - (c) 相手方当事者の権利を保護するための担保または同等の担保の不履行または不提供。ただし、裁判所は、相手方に聴聞の機会を与えることなく、仮差止命令を与えてはならない。
- (4) 仮差止申請は、30 日以内に処理される。
- (5) 不利益を被った当事者は、一時的差止命令の通知を受けてから 14 日以内に、その再検討を申請することができる。

4.11 実用新案に関する規定

バングラデシュでは実用新案制度も導入されている。2022年特許法において定められていた実用新案に関する規定は、2023年特許法においてより詳細なものに改正された。

以下に、2023年特許法における実用新案制度に係る主な規定を記載する。

(1) 保護対象

特許法第42条には、Utility Model Patent（実用新案特許）とは、産業上の使用に適する製品又は付属品の構造又は形状に関し政府が付与する権利であって、技術の進歩によって特徴付けられ、かつ、事前通知なく、この法律に基づいて登録されるものである、と定義されている。

特許法第42条

(2) 次に掲げるものは、実用新案としての保護から除外する。

- (a) 装置のプロセスまたは方法
- (b) 理論や発見
- (c) 独立したコンピュータ・プログラム
- (d) バイオテクノロジー、微生物学、医薬組成物、農薬組成物であって、本法により禁止されている場合
- (e) 公衆衛生を害する場合、または公序良俗に反する場合
- (f) 道路に使用される、明確な形状を持たない組成物、化学化合物、液体バラスト、不均一な粒状製品
- (g) 天然に存在する生物学的物質の使用または系譜（既知物質の新規使用を含む）
- (h) この法律で禁止されているプロセスまたは製品
- (j) 動植物、その全体または一部、形質転換の有無にかかわらず、種子、または自然から全部または一部を入手した物質、生物、生物資源であって、そこから精製、分離または形質転換されたもの
- (j) 複数の添加物、組み合わせ、または複数の添加によって得られる物質、またはその要素の特性の組み合わせの結果として生じる要素
- (k) それぞれが既知の方法で独立して動作する複数の既知の装置の適応または複製、複写

(2) 権利期間

実用新案権は、出願日あるいは優先日から、最長で8年間有効である。

第5章 意匠権

5.1 関連法・規則

2023年意匠法（以下、「意匠法」）

1933年特許意匠規則

5.2 管轄政府機関

産業省特許意匠商標局（DPDT）

5.3 意匠登録要件

（1）「意匠（Industrial Design）」の定義

意匠法第2条(n)には、意匠（Industrial Design）について、以下のとおり定義されている。

意匠法第2条

(n) 「意匠」とは、製造された製品の特徴的な形、線、色、グラフィカル・ユーザー・インターフェース、カリグラフィなどの、審美的な視認性（visibility）、を意味する。

（2）意匠該当性

意匠法第5条(1)には、意匠権付与可能な意匠について、以下のとおり定められている。

意匠法第5条

(1) 新規性、識別性があり、産業上生産または使用することができる工業デザインは、この法律により登録することができる。

ここで、「新規性」については、意匠法第5条(3)において、説明がなされている。

意匠法第5条

(3) 工業デザインは、次の場合に新しいものとみなされる。

- (a) 出願日前、場合によっては出願の優先日前に、バングラデシュまたは世界のどこかで、公表、展示、取引またはその他の目に見える形での使用によって公衆に開示されていない。
- (b) 複合製品の構成要素の一部に貼付されたデザインが、通常の使用中に見えること。

解説 本項(b)の目的については、以下の通りである。

「複合製品」とは、各部品が個別に製造・販売され、組み合わせられると完全な製品を形成する製品をいう。

「通常の使用」とは、消費者による複合製品の使用を意味するところ、メンテナンス、整備または修理作業は含まれない。

(4) 出願人の同意を得ないで出願日又は場合により優先日前に工業意匠を公衆に開示した場合であっても、その開示は、当該意匠の新規性の検討の妨げとはならない。

一方で、意匠法第 4 条には、意匠権付与の対象から除外されるものについて定められている。

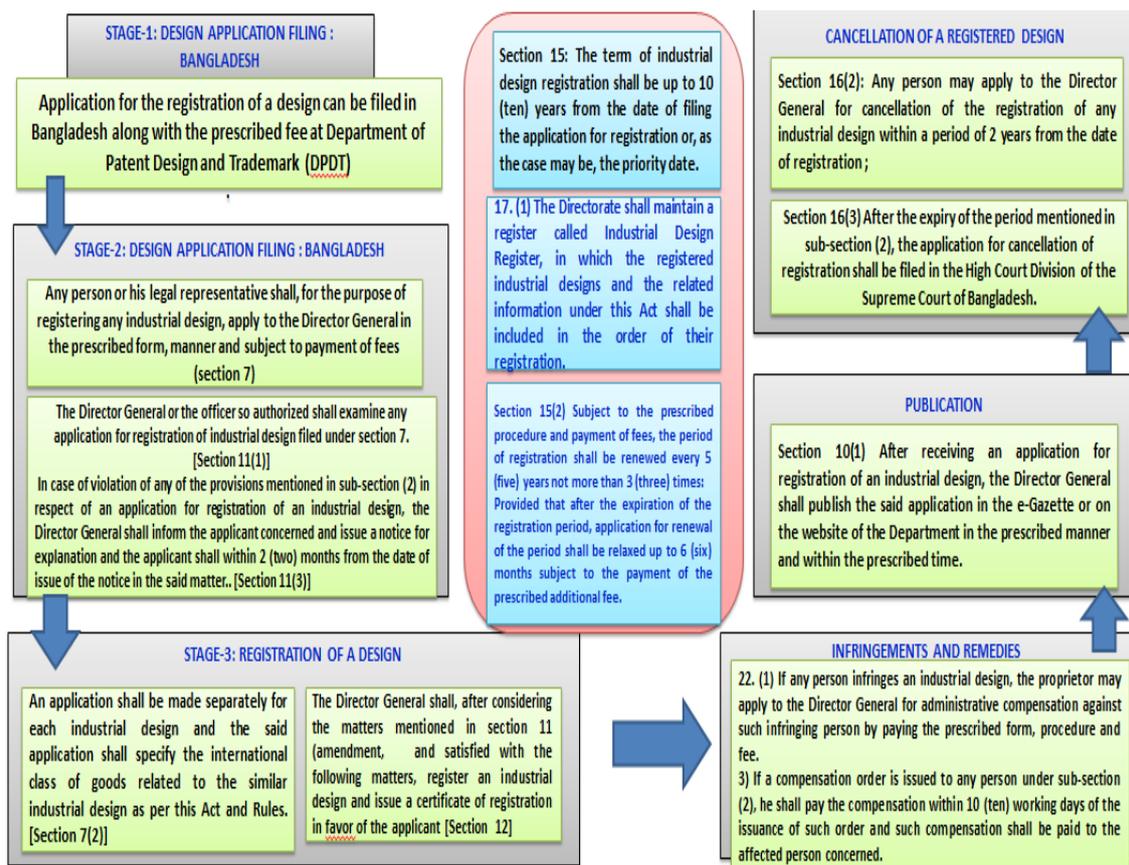
意匠法第 4 条

次に掲げる意匠は、本法による保護を享受しない。

- (a) 技術的または実用的な側面のみが考慮された意匠
- (b) 公序良俗に反する意匠
- (c) 未登録の意匠
- (d) 国の紋章からなる意匠

5.4 意匠出願

意匠出願手続の流れの概要は以下のとおりである。



より詳細な手続きの流れ・内容について、以下に説明する。

5.4.1 出願人適格

意匠法第6条には、意匠出願人適格について、以下のとおり定められている。

意匠法第6条

- (1) 意匠を登録する権利は、当該意匠の所有者又は設計者に帰属する。
- (2) 二人以上の者が共同して意匠を創作したときは、これらの者は、共同してその登録を受ける権利を有する。
- (3) 意匠を登録する権利は譲渡可能であり、相続または移転することができる。
- (4) 意匠が、一又は二以上の意匠を創作することを目的として締結された契約に従って使用される者により創作される場合には、契約で明示的に別段の定めがない限り、使用者は、これを登録する権利を有する。

5.4.2 出願書類

意匠法第 7 条には、意匠登録出願手続に関して、以下のとおり定められている。

意匠法第 7 条

(1) 何人又はその法定代理人は、意匠を登録するために、所定の様式、方法及び手数料の納付を条件として、次の書類を添付して長官に出願しなければならない。

(a) 意匠の写真複写。ただし、意匠が二次元の物体に具現化されている場合は、複写の代わりにその物体の見本。

(b) 出願人がデザイナー本人でない場合、当該意匠登録の理由を記載した、出願人のための陳述書。

(c) その他規定される書類。

(2) 申請は、各意匠について個別に行うものとし、当該申請書には、本法及び規則に基づき、類似の意匠に関連する商品の国際区分を明記しなければならない。

さらに、バングラデシュ特許意匠商標局は、意匠出願手続に関するガイドライン⁷を公開しており、当該ガイドラインには以下のとおり説明されている。

(A) 出願工業意匠の登録出願：所定の様式第 15 号、第 16 号又は第 17 号により行う。意匠が単一の物品に適用される場合、第 15 号様式で出願すべきであるが、同一の一般的性質を有する多数の物品に適用され、セットを構成することを意図する場合、第 17 号様式で出願すべきであり、優先権を主張することを意図する場合、第 16 号様式で出願すべきである。パリ条約の締約国である他国においてされた先の出願の優先権を主張する場合、出願人は、最初の出願の日から 6 月以内に出願を行い、優先権を主張する旨及び先の出願に関する一定の詳細を記載した宣言書を出願に添付し、先の出願の認証謄本を提出することが要求される。

(B) 図面：所定の様式による申請書には、意匠の特徴を異なる見解で明確に示し、その見解の名称を記載した物品の図面 4 部を添付しなければならない。表示には、図面、写真、意匠の見本（該当する場合）を含めることができる。

(C) 委任状：申請者本人が申請書を提出したくない場合は、委任状を提出しなければならない。

(D) 必要料金：どのクラスについても支払うべき手数料は料金表に記載されている。手数料は、DPDT 登録官宛の小切手または郵便為替で支払うことができる。

7

https://dpdt.portal.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/page/f22d04c5_f5c8_4ff2_8ade_bf701d9b2cba/App.%20Procedure%20of%20ID.pdf

(E) 新規性の説明：出願人は、保護を求める新規性の簡単な説明を出願及び各表示に裏書すべきである。これは出願時又は登録が最終的に有効になる前のいつでも行うことができる。

(F) 免責事項の裏書：新規性の表明には、商標、機構、文字、単語、数字などの使用について権利を主張しない旨の免責事項を記載する。

5.5 意匠審査

意匠法第 11 条に従って、長官、あるいは、長官が任命した担当官は、意匠法第 7 条に基づき出願された意匠出願の審査を行う。長官あるいは担当官は、以下の点について審査を行う。

意匠法第 11 条

(2) (1)の規定による意匠登録出願の審査に際しては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (a) 意匠法第 7 条の規定に従って提出されていること
- (b) 第 2 条(d)に定義される意匠定義
- (c) 第 5 条の意匠要件（新規性、識別性、産業上使用・生産可能）
- (d) 第 4 条の意匠該当性要件

他方、意匠出願は意匠法第 10 条に従い、公開される。公開後 30 日以内であれば、何人も、当該意匠出願に対して、異議申立をすることができる。

意匠法第 10 条

- (1) 意匠出願を受理した後、長官は、所定の方法及び期間内に、当該出願を電子公報又は公式ウェブサイトに掲載しなければならない。
- (2) 意匠出願は、(1)に基づく公開 30 日の間、当該意匠出願に対する異議申立を受け入れる。
- (3) 何人も、(1)に基づく意匠出願の公開日から 30 日以内に、当該意匠出願に対する異議申立を長官に提出しなければならない。異議申立書は、手続に反対し、手数料の納付を条件として提出することができる。
- (4) 長官は、所定の方法により当該異議申立を処理しなければならない。

意匠法第 12 条に従い、長官は、意匠法第 11 条に定められた事項を審査し、また、意匠法第 10 条に定められた異議申立への対応を踏まえて、登録要件を満足する場合は当該意匠出願を登録し、そうでない場合は拒絶をして、出願人に書面で通知をする。

意匠法第 12 条

(1) 長官は、第 11 条に掲げる事項、および、次に掲げる事項を審議した上で、意匠出願に係る意匠を登録し、出願人に登録証明書を発行する。

(a) 第 10 条に記載された所定の期間内に、当該意匠出願に対する異議がない場合

(b) 第 10 条に基づき受理された異議が、意匠出願人に有利に処理された場合

(c) その他規定される事項

(2) 長官は、(1)に規定する事項が充足されない場合、当該意匠出願を拒絶することができ、その旨を出願人に書面で通知しなければならない。

(3) 長官は、(1)に基づき意匠を登録する場合、第 17 条に記載の登録簿に記載しなければならない。

5.6 意匠権付与

5.6.1 意匠権者の権利

意匠法第 13 条に基づき、意匠権者は以下の権利を有する。

意匠法第 13 条

登録により取得した意匠権者は、他人による意匠の使用を防止する権利を有する。

(a) 登録意匠は、それが製品に組み込まれた場合、使用されたものとみなされる。

(b) 意匠が、製品の本質的かつ一体的な部分についてのみ登録されている場合、その意匠は、一体化された製品の全体的な視認性（visibility）として取り扱われる。

5.6.3 意匠の存続期間と更新

意匠法第 15 条には、意匠権の存続期間は、出願日または優先日から、最長で 10 年、と定められている。意匠権は、所定の手続きと手数料の支払いを条件として、5 年ごとに 3 回を超えない範囲で更新することができる。なお、更新が遅れた場合、所定の手数料を支払うことで、期限が最大 6 月緩和される。

5.7 取消と無効

意匠法第 16 条に従い、何人も、意匠登録日から 2 年以内に、意匠登録の取り消しを長官に申請することができる。取消の理由は、第 2 条(n)（意匠の定義）、第 5 条（意匠要件：新規性、識別性、産業上生産・使用可能性）、第 4 条（意匠該当性）、である。なお、意匠登録から 2 年を経過した場合、取消の申立ては最高裁判所に行うことができる。具体的な規定

は以下のとおりである。

意匠法第 16 条

(1) 何人も、所定の手続及び手数料の支払を条件として、次に掲げる理由により意匠登録の取消しを長官に申請することができる。

- (a) 当該意匠が、第 2 条(n)に定義された意匠でないこと
- (b) 当該意匠が、第 5 条の意味における新規性、識別性、産業上生産・使用可能性を有しないこと
- (c) 第 4 条に定められた意匠該当性にあたる場合

(2) 何人も、工業意匠登録の付与日から 2 年以内に、(1)の規定による登録意匠の取消しを申請することができる。

(3) (2)の期間満了後、登録取消の申請は、バングラデシュ最高裁判所に提出しなければならない。

(4) この項の規定により登録された意匠が取り消されたときは、登録の日から取り消されたものとみなし、登録はなかったものとする。

(5) その他この項の規定による登録意匠の取消しに関する事項は、規則で定める。

5.8 侵害と救済

(1) 侵害

意匠法第 21 条には、意匠権侵害行為について以下のとおり定められている。

意匠権第 21 条

登録意匠の所有者又は実施権者でないにもかかわらず、次に掲げる場合に意匠を業として使用するときは、その登録意匠を侵害したものとみなされる。

- (a) それが使用される製品が、登録意匠と、または、類似している。
- (b) 登録意匠に類似し、それが使用される商品又は役務が登録意匠と同一である。
- (c) 登録意匠と同一であり、かつ、それが使用される製品が登録意匠と同一であって、公衆を混乱させ、又はその意匠が登録意匠に類似するとの誤った印象を生じさせるおそれがあるもの。

(2) 救済

意匠法第 22 条には、意匠権侵害が発生した場合に、意匠権に係る権利者は、行政補償を長官に申し立てることができる。

期間内に補償金が支払われなかった場合は、意匠権に係る権利者は、侵害者を裁判所へ提

訴することができる。具体的な規定は以下のとおりである。

意匠法第 22 条

- (1) 何人も工業意匠を侵害した場合、権利者は、所定の書式、手続及び手数料を納付することにより、当該侵害者に対して行政補償金を長官に申請することができる。
- (2) 長官は、(1)に基づく申請を受理した後、申請書を審査した結果、意匠が侵害されたと納得した場合、関係者に合理的な聴聞の機会を与えた後、侵害された意匠の損害賠償額を検討し、当該違反者に対して行政補償を命じなければならない。
- (3) (2)に基づき補償金の支払いを命じられた場合、侵害者は、当該命令発行から 10 営業日以内に補償金を支払わなければならないが、当該補償金は影響を受けた関係者に支払われるものとする。

意匠法第 23 条

- (1) 第 22 条(3)に記載された期間内に補償金が支払われない場合、当該所有者は侵害者を管轄裁判所に提訴することができる。

裁判所に提訴した場合、裁判所が取り得る権利者への救済措置について、意匠法第 23 条には以下のとおり定められている。

意匠法第 23 条

- (2) 裁判所は、意匠侵害の場合、次の命令を下すことができる。
 - (a) 差止命令
 - (b) 補償金の支払い
 - (c) その他の救済措置

また、意匠法第 23 条(2)(a)に定められた差止命令に関して、意匠法第 24 条には一方的差止命令と仮差止命令について以下のとおり定められている。

意匠法第 24 条

- (1) 裁判所は、意匠の権利者の提訴により、意匠の侵害を防止する目的で、民事訴訟法に基づき、一方的差止命令又は仮差止命令を発することができる。
- (2) 裁判所は、一方的差止命令または仮差止命令を付与するために、意匠の所有者に対し、以下の情報を提供するよう指示することができる。
 - (a) 出願人が係争意匠の所有者であり、当該意匠に関する権利が侵害されているか、または侵害が差し迫っていることを示す適切な証明書および証拠。

- (b) 権利者の利益を保護し、権利の濫用を防止するために裁判所が要求する補償金
- (c) 当該商品の識別に必要な情報

第6章 営業秘密

バングラデシュでは、営業秘密の管理に関する特定の法律は存在しないが、契約法、競争法、刑法には、営業秘密に関する規定が存在する。

契約法

契約法第73条は、契約違反による損失や損害の補償を扱っており、以下のように規定されている。

契約法第73条

契約違反があった場合、その違反によって損害を被った当事者は、その違反によって当事者に生じた損失または損害の補償を、契約違反をした当事者から受ける権利を有し、その損害は、通常の経過において、その違反から当然に生じたもの、または当事者が契約違反をしたときに、その違反から生じる可能性があることを知っていたものである。このような補償は、違反のために受けた遠隔かつ間接的な損失または損害に対しては行われぬ。

この条項には、機密情報を保護するために使用される機密保持契約や秘密保持契約も含まれる。本条に基づき訴追するためには、当事者間の合意が必要である。当事者間にそのような合意がない場合、第三者が営業秘密に不正にアクセスしても、誰も本条に基づく救済を請求することはできない。

競争法

競争法の前文は、反トラスト法の領域を悪意のある情報開示に拡大するものと読み取れるが、解釈は定まっていない。

刑法

刑法第406条には、財産を託された者が不正に流用し自己の用途に転用した場合に、被告を背任罪で刑事訴訟を行うことができること、背信行為に対しては、3年の禁固刑または罰金、あるいはその両方を科している。

しかしながら、背信行為の立証責任は原告にあり、また、財産を託されていない場合には第406条の対象にはならないところ、そもそも営業秘密が第406条で言うところの財産に該当するか定かではない。

第7章 地理的表示（GI）

7.1 関連法

2013年商品の地理的表示法

2015年商品の地理的表示規則

7.2 管轄政府機関

産業省特許意匠商標局（DPDT）（商品の地理的表示法第4条には、DPDT内にGIユニットを設けることが規定されている。）

7.3 地理的表示の定義と登録要件

商品の地理的表示法第2条には、地理的表示について以下のとおり定義されている。

商品の地理的表示法第2条

農産物、天然物または製造品の地理的表示であって、その原産国もしくは地域、またはその国もしくは地域の地域もしくは地方を特定し、商品の特定の品質、評判またはその他の特性が本質的にその地理的起源に起因し、当該商品が製造品の場合、当該商品の生産または加工もしくは準備のいずれかの活動が、場合により当該地域、地域または地方で行われることが想定されるものをいう。

また、商品の地理的表示第6条には、地理的表示の保護について、以下のとおり定められている。

- 商品の地理的表示は、本法に基づき登録されているか否かにかかわらず、商品が他の国、地域、地方に由来することを公衆に虚偽に表示する他の地理的表示に対して保護される。
- 登録機関は、商品の地理的表示の登録のために、商品を商品の国際分類に従って分類する。
- 商品の分類または商品の原産地である国、領域、地域または地方に関するいかなる問題も、登録機関が決定するものとし、その決定は最終的なものである。
- 同法の目的のため、地理的表示ユニットは、商品の地理的表示のリストを保管し、維持するものとする。

また、商品の地理的表示第 8 条には、登録不可である地理的表示について、以下のとおり定められている。

- その使用により、人を欺き、または混乱を引き起こす可能性があると考えられる場合。
- その使用がバングラデシュで施行されている法律に反する場合。
- 公序良俗に反するものであること。
- バングラデシュ市民の宗教的感受性を傷つける可能性のある事柄を含んでいる、または含んでいること。
- 裁判所において保護される資格が無い、あるいは、その可能性がある、ものであること。
- 一般的な名称または表示であると判断された場合、またはその原産国において保護されていない、もしくは保護されなくなった、またはその国において使用されなくなった場合。
- 商品の原産地である領土、地域または地方については文字通り真実であるが、商品が他の領土、地域または地方に由来することを偽って表現するもの。

7.4 地理的表示の登録手続

(1) 出願

出願資格のある者

現行法に基づき設立または登録され、商品の地理的表示を生産する者の利益を代表する団体、機関、政府機関または当局（商品の地理的表示法第 9 条）

地理的表示の使用者として登録申請資格のある者

第 9 条の規定に従い、本法に基づき登録された商品の地理的表示の生産者、利用者、製造者または加工者であると主張する者またはその集団（商品の地理的表示法第 10 条）

特許意匠商標局（DPDT）地理的表示ユニットは、地理的表示の出願がなされた場合、以下のとおり対応する。

- 申請が誤って受理された、又は、別個の名称及び表題で受理された、あるいは、関連する状況において地理的表示が登録される必要がない、と判断した場合、出願人に十分な聴聞の機会を与えた後、登録申請を拒否することができる。（商品の地理的表示法第 11 条）
- 申請がすべての要件を満たしていると判断した場合、申請を公表する。（商品の地理的表示法第 12 条）
- いずれの者、機関は、第 12 条に基づく登録出願の通知の日から 2 ヶ月以内に、所定の方法により、長官に商品の地理的表示の登録に異議がある旨を通知することができる。

(商品の地理的表示法第 13 条(1))

- 異議申立が無い場合、地理的表示を登録し、出願人に登録証を発行する。(商品の地理的表示法第 15 条)
- 異議申立人は以下の点について異議申立の理由を説明する必要がある。(商品の地理的表示法第 13 条(3))
 - (a) 同法に基づく「商品の地理的表示」の定義に該当しないこと
 - (b) 公序良俗に反すること
 - (c) 人々の信仰心や宗教的感受性を傷つける可能性があること
 - (d) 原産国において保護されていないか、または保護されなくなったものであること
 - (e) 本国において使用されなくなったものであること
- 異議申立がなされた場合、異議申立書の写しを出願人に送達し、出願人は送達日から 2 か月以内に反対意見を述べる必要がある。出願人の反対意見を異議申立人に送達する。(商品の地理的表示法第 14 条(1)~(3))
- 当事者に対して、希望する場合は聴聞の機会を与え、双方から意見を聴取した後、最終的な判断を下す。(商品の地理的表示法第 14 条(4)~(5))

(2) 地理的表示としての商標の登録の制限について

商品の地理的表示法第 21 条および第 22 条には、地理的表示としての商標の登録の制限について規定されている。

商品の地理的表示法第 21 条

- (1) 商標法に含まれるいかなる規定にもかかわらず、登録機関は、不利益を被った当事者または利害関係を有する当事者の請求に基づき、以下を拒絶または無効とすることができる。
- (a) 地理的表示を含む商標または地理的表示からなる商標であって、その地理的表示が利用されている国の領域またはその領域内の地域もしくは地方に由来するものでない場合。
 - (b) 当該商品又は役務に係る商標における地理的表示の使用が、当該商品又は役務の実際の原産地について人々を混同させ、又は誤認させるような性質のものであること。

商品の地理的表示法第 22 条

- (1) 地理的表示を含む商標若しくは地理的表示からなる商標が、当分の間効力を有する商標に関する他の法律に基づいて登録出願され若しくは善意で登録された場合、又はそのような商標に対する権利が善意による使用を通じて取得された場合、
- (a) この法律の開始前、あるいは、
 - (b) 同法に基づく当該商品の地理的表示の登録出願の出願日前である場合、
- 同法のいかなる規定も、当該商標が当該地理的表示と同一又は類似であることを理由と

して、現に効力を有する商標に関する法律に基づく当該商標の登録可能性若しくは登録の効力又は当該商標を使用する権利を害するものではない。

7.5 地理的表示登録の有効期間と更新

登録された地理的表示は、取消になるまで有効である。(商品の地理的表示法第 16 条(1))

登録された地理的表示の使用者としての認定は、登録日から 5 年間有効である。(商品の地理的表示法第 16 条(2))

登録された地理的表示の使用者としての認定は、最初の登録の満了の日又は最後の登録の更新の日から次の 3 年間、更新することができる。(商品の地理的表示法第 16 条(3))

7.6 地理的表示の認定使用者の権利と侵害行為への救済措置

(1) 認定使用者の権利 (商品の地理的表示法第 18 条)

地理的表示の侵害に関して、この法律に規定される方法により救済を受ける権利

地理的表示が登録された商品の地理的表示を使用する権利

なお、登録された地理的表示に係る権利を譲渡、移転、担保にすることはできない。(商品の地理的表示法第 19 条)

また、

(a) 商品の地理的表示が本法に基づく保護を受ける資格がない

(b) 登録で指定された地理的地域が地理的表示に一致しない

(c) 地理的表示を適用しようとする商品の表示又は当該商品の品質、評判若しくはその他の特徴の表示が欠落し、又は不十分である

という理由で登録が取り消される可能性がある。(取消に際しては、特許意匠商標局(DPDT)は権利者に聴聞の機会を与えなくてはならない。)(商品の地理的表示法第 23 条)

(2) 侵害行為と救済措置

認定使用者ではない者による以下の行為は侵害行為とみなされる。(商品の地理的表示法第 28 条(1)・(2))

- 登録地理的表示原産地でない商品に対して登録地理的表示、あるいは、登録地理的表示を模倣した地理的表示を使用する行為
- 登録地理的表示原産地の商品に対して、登録地理的表示を模倣した地理的表示、あるいは、商品の原産地とは異なる他の地理的表示を使用する行為
- 登録地理的表示の不正競争行為(混同惹起行為、信用失墜行為、消費者への誤認行為)

このような侵害行為に対して、商品の地理的表示法では以下のとおり救済措置が規定されている。

民事救済

商品の地理的表示法（第 28 条(4)～(7)）には、以下のとおり救済について規定されている。地理的表示の侵害を防止するため、利害関係人または利害関係人である生産者もしくは消費者の集団は、商品の呼称の使用または商品の表示が、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるおそれのある真の原産地以外の地域を原産地とすることを何らかの方法で表示または示唆する場合、管轄地方裁判所に訴訟を提起することができる。裁判所は、差止命令を発するほか、損害賠償を裁定し、その他適切と考える民事上の救済または救済を与えることができる。

刑事事件

商品の地理的表示法（第 29 条～第 39 条）には、以下の行為について刑事罰の対象になることが規定されている。

第 29 条：登録地理的表示の偽造や虚偽使用

第 30 条：欺瞞的に類似した登録 GI の使用

第 31 条：虚偽の地理的表示商品の製造、輸送、保管、販売

第 32 条：登録失効後の継続使用

第 33 条：登録条件への違反

第 34 条：登録簿の記載事項が偽造

第 35 条：2 回目以降の違反

第 37 条：会社または機関による違法行為における個人の違法行為

第 39 条：バングラデシュ国外での犯罪行為

なお、いずれの刑事事件も、認知不可のものとされており、被害者による刑事告訴が必要である。

第8章 ドメインネーム

Bangladeshには、ドメインネームに関する具体的な保護規則やメカニズムは存在しない⁸。

Bangladeshのドメインネーム登録プロセスは、長い間、伝統的に電気通信省の一部門によって実施されてきたが、当初から、誰でも好きな名前でも登録できるようにしてきた。

世界的に有名なブランド名を自分のものとして登録することで、一部の人々にとってドメイン名の海賊版のための空間を作り出してしまっている。

Bangladeshには有名な名前を利用した海賊版サイトが多数存在する。これは将来、世界的な海賊版の問題に発展する可能性がある。

⁸ Tanjib-ul Alam, “Our domain name registration process is flawed”, Published in The Business Standard, (Last visited on March 4th, 2023), <https://www.tbsnews.net/analysis/our-domain-name-registration-process-flawed-173248>

第9章 エンフォースメント

9.1 エンフォースメント機関

知的財産権の侵害は、今日の国でも経験する共通の問題である。どの国にとってもイノベーションを促進することの重要性はよく認識されているが、適切な保護がなければ、権利者はその成果から完全な利益を得ることができない。これは、どの国でもイノベーションと発展に悪影響を及ぼす。従って、知的財産権の行使は、様々な知的財産の創造と保護のための積極的な環境を作り出す上で極めて重要である。

バングラデシュのような発展途上国では、知的財産権の乱用は重大な問題である。これに対処するため、様々な機関が法律の様々な規定に基づいて行動を起こす権限を与えられている。バングラデシュにおいて知的財産権の行使に関与する機関はいかのものがある。

- 移動裁判所
- 迅速行動大隊 (RAB: Rapid Action Battalion)
- 警察
- 消費者保護局
- 税関

これらの機関について、詳細を以下に説明する。

9.2 移動裁判所

刑事訴訟法第9条2項は、犯罪が行われた場所で事件を審理する権限を裁判所に与えているところ、移動裁判所は、決まったされた場所にある裁判所とは異なり、場所を移動する裁判所である。移動裁判所は新しいシステムではなく、むしろ、バングラデシュ、インド、イギリスなど他の地域の様々な法令や法的伝統の中で受け継がれてきたものである。

刑事訴訟法第10条から第15条および第18条は、移動裁判所で裁くための、首都圏首席判事、地区判事、追加地区判事、大都市判事、一等・二等・三等判事、の権限を明文化している。

また、刑事訴訟法第352条は、犯罪の調査または裁判を目的とする刑事裁判所が開かれる場所について規定しており、その場所は公開裁判所とみなされ、一般市民は、その場所が便利に利用できる限りにおいて、アクセスすることができる。

移動裁判所は、バングラデシュの何百万人もの人々が求めている法律を実現するための、おそらく最も効果的な政府機関であると考えられている。

刑事訴訟法には移動裁判所の権限について、
逮捕する権限、または逮捕状を発行できる者の立会いをもって逮捕を指示する権限(第 65 条)、
捜査令状が発布される場所において、捜査官立会いのもと、捜査を指示する権限 (第 105 条)
を有すると規定されている。

9.3 迅速行動大隊 (RAB: Rapid Action Battalion)

RAB は、1979 年に制定された武装警察大隊法 (2003 年改正) に基づき、2004 年 3 月に犯罪撲滅のために設立された特殊精鋭部隊である。軍隊、警察、バングラデシュ国境警備隊 (パラミリタリーグループを含む) のメンバーで構成されている。RAB は 2004 年 6 月に運用を開始し、バングラデシュの国内法秩序を改善したと評価されている。

RAB は、国家の保護と安全に関する役割と責任を負い、以下の機能を有する。

- 犯罪および犯罪行為に関する諜報活動
- 未許可の武器、弾薬、爆発物および政府が随時指示するその他の物品を回収すること
- 政府の指示により、あらゆる犯罪を調査すること
- 武装した犯罪者集団の逮捕
- 法秩序の維持のために、警察を含む他の法執行機関を支援すること

武装警察大隊法第 6 条 (B) に基づき、政府はいつでも RAB に犯罪の調査を指示することができる。このような指示が出された場合、RAB の司令官は、当該犯罪の捜査の指揮を執り、違反行為を自ら調査、又は、その部下である将校に調査するよう指示することができる。

武装警察大法第 6 条 (D) には、RAB の将校は、犯罪を捜査し、又はその犯罪に起因する事件に関してこの条例に基づく任務を遂行する間、刑事訴訟法の下で警察官が行使し又は遂行することができるようなすべての権限を行使し、すべての機能及び義務を遂行することができる、とされている。

RAB は知的財産権侵害事件の認知、捜査、起訴する権限を有する。

9.4 警察

警察は、警察自身による知的財産侵害の認知、あるいは、権利者による侵害行為の発見による苦情登録に基づき、侵害に関する捜査、侵害品の押収、侵害者の逮捕、起訴をする権限が与えられている。税関と連携して模倣品や海賊版を押収する権限も与えられている。また、国境で侵害品が押収された場合、権利者は警察署に届け出なければならず、警察は権利者の

届け出に従って事件を処理する。

なお、警察については、以下の理由により、権利行使が難しいのが実態である。

- 商業犯罪における警察当局の優先順位の低さ。一般的に、公共性や社会秩序に影響を与える社会的犯罪は、知的財産権に対する犯罪の弊害が損なわれるため、他の犯罪が優先される。
- リソースの制限と優先順位の欠如により、被害届を提出しても警察が行動を起こすまで平均期間が半年となっており、偽造者を阻止することが難しい。
- 未知の人物に対して訴訟を起こすのは慣例ではない。提訴の際には、加害者の氏名を開示することが不可欠である。訴訟手続において被告人の氏名が開示されない場合、裁判所は申立人／原告に有利な命令を出さない。
- アントン・ピラーの注文はない。バングラデシュの裁判所では、知的財産権訴訟のために裁判所長官／地方長官／受任弁護士を任命することは通常行われていない。法廷委員／弁護委員を任命する規定は法律で定められているが、そのような委員は通常、不動産やそれに関連する紛争に関わる事件で任命される。

9.5 消費者保護局

バングラデシュは、消費者問題に対処するため、2009年に消費者権利保護法を制定した。この法律は、消費者の権利とその保護メカニズムを扱うものである。同法では知的財産権の保護について直接的な言及はないが、間接的な保護を与えている。

(1) 反消費者権利的行為

消費者権利保護法第2条(20)には、反消費者権利的行為について、以下の通り定められている。

消費者権利保護法第2条

(20) 「反消費者権利行為」とは、以下を意味する、

- (a) いかなる法律または規則に基づく定価よりも高い価格で、商品、医薬品、または役務を販売し、または販売の申し出をすること。
- (b) 故意に粗悪品や医薬品を販売したり、販売の申し出をすること。
- (c) 人の健康を著しく害し、法律や規則により食品への混入が禁止されている成分を含む商品を販売し、または販売の申し出をすること。
- (d) 商品やサービスを販売する目的で、不実または虚偽の広告によって消費者を欺くこと。
- (e) 金銭の対価として販売または引渡しを約束した商品または役務を、適切に販売または引渡さないこと。

- (f) 商品の引渡しまたは販売中に、消費者に提示された重量よりも少ない数量の商品を販売または引渡すこと。
- (g) 営利事業において商品を販売または配送する際に重量を測定するために使用される重量石またはその他の重量測定器により、実際の重量以上の重量を表示すること。
- (h) 商品の納入または販売中に、約束した数量より少ない数量の商品を販売または納入すること。
- (i) 営利事業における商品の販売または配達において、測長器その他長さを測るために使用されるものによって、実際の長さ以上の長さを示すこと。
- (j) 偽造品や偽薬を製造すること。
- (k) 期限の切れた商品または医薬品を販売し、または販売の申し出をすること。
- (l) 消費者の生命や安全を脅かす可能性があり、法律や規則で禁止されている行為を行うこと。

(2) 消費者保護局の設置

消費者権利保護法では、消費者権利保護のための様々な機関の設置について規定しているところ、最も重要な規定が消費者保護局の設立である。

消費者保護法第 5 条

消費者権利保護局を設置する。

消費者保護法第 10 条

各地区に地区消費者権利保護委員会 (District Consumers' Right Protection Committee) と呼ばれる地区委員会を設置する。

消費者保護法第 11 条

地区消費者権利保護委員会の任務と機能、関連条項は以下の通りである：

- (d) 消費者向けの各種商品を製造・販売する卸売・小売事業団体を含む組織の機能を監督・監視する。

(3) 消費者保護局の機能

消費者権利保護法には、消費者保護局の機能について以下のとおり定められている。

消費者保護法第 21 条

消費者保護局長の権限と機能は以下の通りである。

- (c) 販売者による商品またはサービスの標準品質が維持されているかどうかを監視し、必

要な措置を講じる。

(e) 偽造品や偽薬が製造・販売され、購入者が騙されていないか監視し、必要な措置を講じる。

(f) 商品や医薬品が不純物で汚染されていないか監視し、必要な措置を講じる。

(j) 人の生命や健康を害するような工程で製造・加工された商品がないかどうかを検査で監視し、必要な措置を講じる。

(l) 消費者が商品やサービスを販売するための虚偽広告によってだまされていないか監視し、必要な措置を講じる。

(4) 苦情申立

消費者は、消費者権利保護法に基づき、消費者保護局に苦情を申し立てることができる。

消費者権利保護法第 60 条

本法に基づく反消費者権利慣行の訴因が発生してから 30 日以内に、何人であれ、本部長または本法に基づき権限を付与された本部の役員に対して当該苦情がなされない場合、当該苦情は受理されない。

(5) 消費者保護局の権限

消費者保護局は、消費者権利保護法に違反する行為について以下の権限が付与されている。

第 23 条：局長またはその他の役員の調査権限

第 24 条：令状を発行する権限

第 25 条：差押え・逮捕の権限

第 27 条：消費者の権利に反する行為を行った店舗、商業施設等を一時閉鎖する権限

第 28 条：法執行機関等から援助を受ける権限

第 30 条：立ち入り権限

第 31 条：証拠等を押収する権限

(6) 消費者権利保護法が定める罰則

消費者権利保護法では、同法に違反した場合の罰則について、以下のとおり定められている。

第 37 条：商品をカバーに入れて販売し、そのラベル記載が法律または規則で課された義務に違反した場合、1 年以下の懲役、または 5 万タカ以下の罰金、またはその両方が科される。

第 41 条：粗悪な商品または医薬品を販売し、または販売の申し出をした場合、3 年以下の懲役、または 20 万タカ以下の罰金、またはその両方が科される。

第 43 条：法律や規則で禁止されている工程で商品を製造または加工した場合、2 年以下の懲役、または 10 万タカ以下の罰金、またはその両方が科される。

第 44 条：商品またはサービスを販売する目的で、虚偽または真実でない広告によって買い手を欺いた場合、1 年以下の懲役、または 20 万タカ以下の罰金、またはその両方が科される。

第 50 条：模倣品を製造した場合、3 年以下の懲役、または 20 万タカ以下の罰金、またはその両方が科される。

第 55 条：有罪判決を受けた者が再び同じ犯罪を犯した場合、その犯罪に定められた最高刑の 2 倍の刑に処する。

第 56 条：裁判所は、適切と考える場合には、本法が定める処罰に加えて、犯罪に関連する製造原料、材料等の違法物品を国のために没収する命令を下すことができる。

9.6 税関

税関における知的財産権侵害品の摘発については、関税法と知的財産権執行（輸出入）規則において定められている。

（1）関税法

禁止品目

以下のとおり、関税法 15 条は商標権侵害品、意匠権侵害品、著作権侵害品を禁止品目の対象としているが、その他の知的財産権侵害品については規定がない。

関税法 15 条

次の各号に定める物品は、空路、陸路、海路を問わず、バングラデシュに持ち込んではならない。

- (a) 偽造コイン
- (b) 偽造紙幣
- (c) わいせつな書籍、パンフレット、紙、図面、絵画、表現、人物、写真、映画、物品

(d) 刑法に規定される偽造商標または商品商標法に規定される虚偽の取引説明が付された商品

(e) バングラデシュ国外で製造または生産され、バングラデシュ国内の製造業者、販売業者または貿易業者の名称または商標であると称する名称または商標が付された商品。ただし、

(i) その名称または商標のすべての用途について、その商品がバングラデシュ国外の場所で製造または生産されたことを示す明確な表示が付されており、

(ii) その表示において、その場所が所在する国が、名称または商標の文字と同じ大きさかつ目立つ文字で、名称または商標と同じ言語および文字で示されている場合を除く

(f) バングラデシュ国外で製造された出来高品（通常、長さ単位または個数単位で販売されるもの）は、バングラデシュで適用されている標準（メートル）またはその他の測定方法による実際の長さが、アラビア数字で各品目に目立つように刻印されていなければならない。

(g) バングラデシュ国外で製造または生産され、販売を目的とする商品であって、当該商品に適用されているデザインが、意匠の不正もしくは明白な模倣品であるもの。

(h) 著作権法の侵害または集積回路のレイアウト設計の侵害を伴う、バングラデシュ国外で生産された商品または物品であって、バングラデシュ国内での販売または商業目的の使用を目的とするもの。

物品の輸出入を禁止または制限する権限

関税法第 16 条は、物品の輸出入を禁止または制限する権限を与えている。同条は、政府は官報の通達により、空路、海路、陸路による特定内容の物品のバングラデシュへの持ち込みまたはバングラデシュからの持ち出しを随時禁止または制限することができる」と定めている。

物品の拘留および没収

関税法第 17 条は、第 15 条または第 16 条に基づく通達の規定に違反して物品がバングラデシュに輸入された場合、またはバングラデシュから輸出されようとした場合、当該物品は、この法律または他の法律に基づき違反者が受ける可能性のある他の刑罰を損なうことなく、留置および没収される義務を負い、規定される方法で処分されるものと定めている。

(2) 知的財産権執行（輸出入）規則

対象となる知的財産権

知的財産権執行（輸出入）規則 2 には、当該規則の対象となる知的財産について以下のとおり定められている。

知的財産権執行（輸出入）規則 2

(D) 「知的財産法」とは、特許意匠法、著作権法、商標法、地理的表示製品（登録および保護）法を意味する。

権利者による通知

知的財産権執行（輸出入）規則 3 には、知的財産権の権利者から、侵害行為が疑われる場合に通知をすることについて、以下のとおり定められている。

知的財産権執行（輸出入）規則 3

(1) 商品が税関、税関支署、税関港において侵害される可能性があると思われる場合、または輸出入のために提示される場合、当該商品の免税を停止するために、権利者は、当該税関長または税関長が権限を付与した職員に対し、様式 A による書面による通知を提出しなければならない。

(2) (1)に基づき提出された通知とともに知的財産に関する書類提出されない限り、税関長又は税関長から権限を与えられた税関次官以下の職員は、権利者又はその権限を有する代理人に対し、15 業務日以内に所望の文書又は情報を提出するよう指示することができる。ただし、権利者またはその委任を受けた代理人の要請があれば、適切な理由を提示することにより、期限を 7 営業日延長することができることと規定されている。

通知の登録または却下

知的財産権執行（輸出入）規則 4 には、規則 3 に基づく通知の登録または却下について、以下のとおり定められている。

知的財産権執行（輸出入）規則 4

(1) 税関長は、規則 3 に基づく通知を受領してから 30 営業日以内に、通知を登録するか、または通知の却下を申請者に通知する。

(2) (1)に基づき通知が登録された場合、権利者またはその権限のある代理人は、税関長が指定する担保および安全性を含む保証書を提出しなければならない。この保証書には、貨物の輸入者、受領者または所有者、および該当する当局のすべての責任において、当該貨物の破棄または処分前に発生した猶予の費用および該当する手数料、遅延、支出および費用が含まれるものとする。

(3) (1)の登録通知は 1 年間有効である。

(4) 税関長は、(1)の規定により登録された通知を、郵便又は電子的通知により、直ちに、他の税関、税関支署又は税関港に通知しなければならない。

侵害された知的財産製品の通関停止・押収・処分

知的財産権執行（輸出入）規則 5 には、知的財産権を侵害する商品の通関停止・押収・処分について、以下のとおり定められている。

知的財産権執行（輸出入）規則 5

(2) 税関長又はここに権限を付与された職員は、輸入者又はその代理人に対し、郵便又は電子メールにより、当該停止理由を付記して速やかに通知し、同時に、権利者に対し、通知を受領してから 10 営業日以内に出頭するよう、製品に関する請求の書類又は証拠を添付して通知する

(3) 権利者またはその代理人が、(2)に規定された時間内に関連書類または証明書を提出しない限り、他の規定の遵守を条件として、税関長またはこの目的のために権限を付与された職員は、法律の規定に従って、貨物の出荷に対して適切な措置を講じるものとする。

(4) 税関長又はここに権限を付与された職員が、(2)に定める期間内に権利者又はその代理人から提示された書類又は証拠に基づき、輸出入のために出荷された商品が知的財産権を侵害していると納得した場合、税関長は、関税法第 17 条に従い製品出荷を押収し、規則第 9 条に定める手続に従い処分する。

(5) 税関長又はここに権限を付与された職員が、権利者又はその代理人が(2)に定める時間内に提出した書類又は証拠に基づき、輸出入のために出荷された商品が知的財産権を侵害していないことに納得した場合、税関長は、当該製品出荷に対し、最大 24 時間以内に解除を与える。

知的財産権侵害品の廃棄

知的財産権執行（輸出入）規則 9 には、押収した知的財産侵害品の処分について、以下のとおり定められている。

知的財産権執行（輸出入）規則 9

(1) 規則 5 (4)に基づき、かつ、権利者の同意があることを条件として、その件に関する訴訟が係属中でない場合、当該製品は、当該税関長の定める手続に従い破棄される。

(2) 知的財産権侵害製品が廃棄されるまでの間、知的財産権法に違反した輸出入者は、遅延損害金、留置料、廃棄のためのすべての費用を控除することができる。

(3) 差し押さえられ没収された物品は、輸出国に返還することができない。

参考資料①：商標出願統計⁹

年	出願件数			商標権付与件数		
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計
1971	28	0	28			
1972	415	389	804			
1973	2375	3407	5782			
1974	1169	4402	5571			
1975	553	428	981			
1976	746	271	1017	42	1242	1284
1977	624	195	819	75	1981	2056
1978	679	211	890	48	1343	1391
1979	513	305	818	66	1008	1074
1980	781	412	1193	324	618	942
1981	815	326	1141	324	618	942
1982	989	417	1406	176	772	948
1983	1448	410	1858	431	908	1339
1984	1591	272	1863	581	842	1423
1985	1728	317	2045	678	970	1648
1986	1485	299	1784	453	860	1313
1987	1228	521	1749	261	893	1154
1988	1456	593	2049	474	404	878
1989	1817	492	2309	283	289	572
1990	2008	466	2474	394	485	879
1991	1998	436	2434	392	388	780
1992	2734	368	3102	443	427	870

⁹ <http://dpdt.gov.bd/site/page/fcc0c892-e541-4fb3-8d1d-4b79697e27e3/>

1993	2697	577	3274	437	399	836
1994	2870	735	3605	417	418	835
1995	2751	1015	3766	326	249	575
1996	2915	1529	4444	385	145	530
1997	4175	891	5066	178	52	230
1998	3785	1458	5243	146	140	286
1999	4027	1408	5435	127	219	346
2000	4639	1531	6170	262	466	728
2001	4082	1287	5369	487	228	715
2002	4134	1277	5411	268	190	458
2003	4623	1381	6004	308	227	535
2004	4365	1992	6357	64	262	326
2005	6093	1332	7425	24	195	219
2006	5566	1374	6940	76	254	330
2007	5572	3341	8913	126	493	619
2008	6474	3388	9862	132	423	555
2009	7447	1859	9306	170	909	1079
2010	7857	2374	10231	307	1212	1519
2011	8632	3013	11645	407	1002	1409
2012	8294	3135	11429	759	1761	2520
2013	8001	3580	11581	688	2333	3021
2014	7930	3611	11541	865	3307	4172
2015	9322	3487	12809	1130	3392	4522
2016	8570	3835	12405	704	2617	3321
2017	9247	3843	13090	919	3545	4464

2018	7960	4120	12080	940	2660	3600
2019	8043	4392	12435	780	1819	2599
2020	9785	3914	13699	362	1000	1362
2021	10837	4671	15508	630	3315	3945
合計	207873	85287	293160	17641	44075	65031

参考資料②：特許出願統計¹⁰

年	出願件数			特許査定件数			Mail Box 出願	取下 放棄 拒絶
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計		
1972	51	158	209	09	03	12		197
1973	76	277	353	06	30	36		317
1974	74	171	245	10	171	181		64
1975	35	110	145	25	110	135		10
1976	35	119	154	10	119	129		25
1977	33	86	119	11	93	104		15
1978	36	113	149	13	108	121		28
1979	31	100	131	20	83	103		28
1980	34	102	136	19	92	111		25
1981	39	133	172	17	85	102		70
1982	40	104	144	13	105	118		26
1983	40	123	163	11	115	126		37
1984	62	108	170	17	94	111		59
1985	40	96	136	13	105	118		18
1986	16	77	93	16	77	93		00
1987	23	98	121	10	79	89		32
1988	24	109	133	08	67	75		58
1989	32	76	108	03	88	91		17
1990	32	76	108	08	76	94		14
1991	36	77	113	10	68	78		35
1992	72	89	161	06	55	61		100

¹⁰ <http://dpdt.gov.bd/site/page/cda6b625-2ebd-4354-bc48-46e40c14656d/>

1993	36	71	107	10	66	76		31
1994	39	99	138	29	69	98		40
1995	70	156	226	06	74	80		146
1996	22	131	153	18	52	70		83
1997	46	119	165	15	61	76		89
1998	32	184	216	14	126	140		76
1999	49	200	249	26	122	148		101
2000	70	248	318	04	138	142		176
2001	59	236	295	21	185	206		89
2002	43	246	289	24	233	257		32
2003	58	260	318	14	208	222		96
2004	48	268	316	28	202	230		86
2005	50	294	344	21	161	182		162
2006	22	288	310	16	146	162	109	39
2007	29	270	299	27	115	142	155	02
2008	60	278	338	17	107	124	178	36
2009	55	275	330	27	106	133	147	50
2010	55	287	342	20	117	137	121	84
2011	32	274	306	10	129	139	128	39
2012	65	289	354	14	139	153	94	107
2013	60	243	303	16	118	134	105	61
2014	44	249	293	21	100	121	79	93
2015	40	300	340	11	90	101	74	99
2016	72	272	344	07	99	106	40	92
2017	53	249	302	07	137	144	25	133
2018	69	299	368	19	119	138	24	206

2019	66	347	413	8	121	129	22	262
2020	38	363	401	5	135	140	21	240
2021	69	378	447	29	211	240	18	
合計	2312	9575	11887	739	5509	6258	1340	3925

参考資料③：意匠出願統計¹¹

年	出願件数			意匠権付与件数		
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計
1972	14	0	14	0	0	0
1973	12	0	12	9	0	9
1974	12	0	12	3	0	3
1975	17	0	17	5	0	5
1976	34	0	34	9	0	9
1977	17	0	17	10	0	10
1978	34	0	34	18	0	18
1979	38	0	38	23	0	23
1980	91	2	93	44	0	44
1981	81	5	86	22	0	22
1982	66	5	71	26	5	31
1983	59	15	74	39	5	44
1984	154	6	160	32	8	40
1985	147	0	147	85	6	91
1986	175	2	177	161	1	162
1987	166	4	170	87	4	91
1988	176	3	179	43	3	46
1989	232	10	242	81	4	85
1990	189	4	193	74	6	80
1991	211	2	213	87	0	87
1992	273	7	280	137	4	141
1993	328	7	335	92	2	94

¹¹ <http://dpdt.gov.bd/site/page/8506dcc7-5b77-408d-bc39-c58b3bd08cd7/>

1994	337	1	338	203	6	209
1995	297	19	316	173	2	175
1996	396	20	416	205	18	223
1997	609	23	632	345	20	365
1998	649	33	682	392	17	409
1999	815	40	855	410	25	435
2000	693	63	756	590	39	629
2001	1046	24	1070	795	30	825
2002	1020	11	1031	732	22	754
2003	680	10	690	588	12	600
2004	759	35	794	448	12	460
2005	900	107	1007	756	60	816
2006	1040	60	1100	800	50	850
2007	752	72	824	384	24	408
2008	473	38	511	383	51	434
2009	954	38	992	376	18	394
2010	853	43	896	792	32	824
2011	1155	142	1297	615	31	646
2012	1114	84	1198	1000	156	1156
2013	1100	132	1232	843	141	984
2014	1245	134	1379	677	125	802
2015	1284	92	1376	681	90	771
2016	1357	97	1454	721	83	804
2017	1577	130	1707	701	128	829
2018	1897	117	2014	772	110	882
2019	1494	104	1598	521	53	574

2020	1162	79	1241	631	57	688
合計	28184	1820	30004	16621	1460	18081

[特許庁委託事業]

レポートタイトル

2024年7月

禁無断転載

[調査受託]

United & United 法律事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)